

務	00	01	10年
(令和16年3月末まで保存)			

生保第310号
(交企)
令和6年2月15日

各所属長 殿

青森県警察本部長

質屋営業法施行規則等の一部を改正する内閣府令等の公布について

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和5年法律第63号)の施行に伴い、質屋営業法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和6年内閣府令第6号)、古物営業法施行規則及び国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則(令和6年国家公安委員会規則第2号)及び国家公安委員会・国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則(令和6年国家公安委員会規則・国土交通省令第1号)が令和6年1月31日公布され、同年4月1日から施行されることとなった。

その内容等は別紙のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

担当 生活保安課 営業・危険物係
交通企画課 安全教育係

別紙

(凡例)

- 「改正法」 : デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）
- 「改正府令」 : 質屋営業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第6号）
- 「改正規則」 : 古物営業法施行規則及び国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則（令和6年国家公安委員会規則第2号）
- 「共同命令」 : 国家公安委員会・国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（令和6年国家公安委員会規則・国土交通省令第1号）
- 「代行業法」 : 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）
- 「探偵業法」 : 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）
- 「代行業法施行規則」 : 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国家公安委員会規則第11号）
- 「探偵業法施行規則」 : 探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号）
- 「マイナンバー法」 : 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

第1 趣旨

令和4年6月、デジタル臨時行政調査会において「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」が決定され、これに基づき、特定の場所における書面の掲示を求めている、いわゆる書面掲示規制については、その内容をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととするなどの措置を講じ、いつでもどこでも必要な情報を確認できるようにすることで、利便性の向上を図ることとされた。

これを踏まえ、警察庁所管法令についても所要の規定の整備を行うこととした。

第2 改正法の概要

1 認定証等の廃止

改正法による改正前の警備業法（昭和47年法律第117号）第5条第2項の認定証、代行業法第5条第2項の認定証及び探偵業法第4条第3項の届出があったことを証する書面（探偵業届出証明書）は、廃止された。

2 標識の掲示義務等

- (1) 古物営業法（昭和24年法律第108号）及び質屋営業法（昭和25年法律第158号）において、事業者は、許可を受けたことを示す主務省令で定める様式の標識を営業所等の見やすい場所に掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の主務省令で定める場合を除き、主務省令で定めるところにより、その氏名又は名称、許可をした公安委員会の名称及び許可証の番号を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信

により公衆の閲覧に供しなければならないこととされた。

- (2) 警備業法、代行業法及び探偵業法において、事業者は、認定を受けたこと（探偵業法においては、届出をしたこと）を示す主務省令で定める様式の標識について、営業所（警備業法及び代行業法においては、主たる営業所）の見やすい場所に掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の主務省令で定める場合を除き、主務省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととされた。

3 その他

前記1及び2に伴い、認定証の返納に関する規定が削られるなど、所要の規定が整備された。

4 経過措置

- (1) 改正法の施行の際現に警備業法第4条の認定を受けている者に係る当該認定の有効期間は、改正法による改正後の警備業法（後記(2)において「新警備業法」という。）第5条第4項の規定にかかわらず、当該者が改正法の施行の際現に交付されている認定証の有効期間の残存期間と同一の期間とすることとされた。（改正法附則第3条第1項）
- (2) 改正法の施行前にされた警備業法第7条第1項の規定による認定証の有効期間の更新の申請であって、改正法の施行の際、更新をするかどうかの処分がなされていないものは、新警備業法第7条第1項の規定による認定の有効期間の更新の申請とみなすこととされた。（改正法附則第3条第2項）
- (3) 改正法の施行前にした行為を理由とする、警備業法第49条第1項の規定による営業の停止の命令、代行業法第23条第1項又は第25条第2項第2号の規定による自動車運転代行業の停止の命令及び探偵業法第15条第1項の規定による探偵業の停止の命令については、なお従前の例によることとされた。（改正法附則第3条第3項、第4条及び第5条）
- (4) 改正法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされた。（改正法附則第6条）

第3 改正府令等の内容

1 改正府令

質屋営業法施行規則（昭和25年総理府令第25号）、警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）及び探偵業法施行規則について、改正法の施行に伴い、下記(1)から(3)までの改正を行うなど、所要の規定を整備したほか、質屋営業法施行規則について下記(4)の改正を行った。

- (1) 前記第2の2(1)及び(2)の標識の様式を定めることとした。
- (2) 前記第2の2(1)及び(2)の主務省令で定める場合は、下記ア又はイのいずれかに該当する場合とすることとした。
ア 常時使用する従業者の数が5人以下である場合
イ 当該事業者が管理するウェブサイトを有していない場合
- (3) 前記第2の2(1)及び(2)の公衆の閲覧は、当該事業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする事とした。
- (4) 質屋営業法施行規則について、質屋が質置主の住所、氏名等を確認する資料の例示として、マイナンバー法第2条第7項に規定する個人番号カードを追加することとした。

2 改正規則

古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）及び代行業法施行規則について、改正法の施行に伴い、下記(1)から(3)まで（(1)については代行業法施行規則のみ。また、(2)については古物営業法施行規則のみ。）の改正を行うなど、所要の規定を整備したほか、古物営業法施行規則について下記(4)の改正を行った。

- (1) 前記第2の2(2)の標識の様式を定めることとした。
- (2) 前記第2の2(1)の主務省令で定める場合は、前記1(2)ア又はイのいずれかに該当する場合とすることとした。
- (3) 前記第2の2(1)及び(2)の公衆の閲覧は、当該事業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする事とした。
- (4) 古物営業法施行規則について、古物商が相手方の住所、氏名等を確認する資料の例示として、マイナンバー法第2条第7項に規定する個人番号カードを追加することとした。

3 共同命令

自動車運転代行業者について、前記第2の2(2)の主務省令で定める場合は、下記(1)又は(2)のいずれかに該当する場合とすることとした。

- (1) 代行業法第2条第7項に規定する随伴用自動車の台数が1台以下である場合
- (2) 当該自動車運転代行業者が管理するウェブサイトを有していない場合

4 経過措置

改正府令又は改正規則による改正前の様式（改正府令第2条の規定による改正前の警備業法施行規則別記様式第2号、改正府令第3条の規定による改正前の探偵業法施行規則別記様式第4号及び改正規則第2条の規定による改正前の代行業法施行規則別記様式第2号を除く。以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、それぞれ改正府令又は改正規則による改正後の様式によるものとみなすこととし、また、旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとした。（改正府令附則第2条及び改正規則附則第2条）

5 施行期日

改正府令、改正規則及び共同命令については、改正法の施行の日（令和6年4月1日）から施行することとした。ただし、前記1(4)及び2(4)の改正内容については、公布の日（令和6年1月31日）から施行することとした。

第4 参考

各業における運用上の留意事項等については、別途指示することを予定している。

（参考資料）

- 質屋営業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第6号）の官報の写し
- 古物営業法施行規則及び国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則（令和6年国家公安委員会規則第2号）の官報の写し
- 国家公安委員会・国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（令和6年国家公安委員会規則・国土交通省令第1号）の官報の写し

○内閣府令第六号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の施行に伴い、並びに質屋営業法（昭和二十五年法律第一百五十八号）第十条及び第十二条、警備業法（昭和四十七年法律第十七号）第六条第一項、第十二条第一項及び第二項並びに第五十五条並びに探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）第四条第二項及び第十二条第二項の規定に基づき、質屋営業法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年一月三十一日
内閣総理大臣 岸田 文雄

質屋営業法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（質屋営業法施行規則の一部改正）

第一条 質屋営業法施行規則（昭和二十五年総理府令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（標識の様式）</p> <p>第十五条 法第十条の内閣府令で定める様式は、別記様式第二号のとおりとする。</p> <p>（氏名等の閲覧）</p> <p>第十五条の二 法第十条の内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 常時使用する従業者の数が五人以下である場合 二 当該質屋が管理するウェブサイトを有していない場合 <p>2 法第十条の規定による公衆の閲覧は、当該質屋のウェブサイトにへの掲載により行うものとする。</p> <p>（物品を質に取る場合の確認の方法）</p> <p>第十六条 法第十二条の内閣府令で定める方法は、身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード等その質置主の住所、氏名、職業及び年齢を確かめるに足りる資料の提示を受け、又は質置主以外の者で質置主の身元を確かめるに足りるものにその質置主の住所、氏名、職業及び年齢を問い合わせることとする。</p>	<p>（許可の表示）</p> <p>第十五条 法第十条の規定による許可の表示は、別記様式第二号の表示札による。</p> <p>〔条を加える。〕</p> <p>（物品を質に取る場合の確認の方法）</p> <p>第十六条 法第十二条の内閣府令で定める方法は、身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証等その質置主の住所、氏名、職業及び年齢を確かめるに足りる資料の提示を受け、又は質置主以外の者で質置主の身元を確かめるに足りるものにその質置主の住所、氏名、職業及び年齢を問い合わせることとする。</p>

2 〔略〕

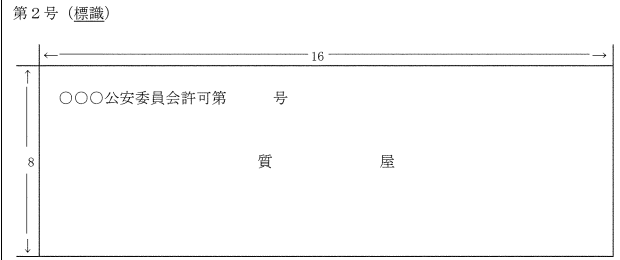
2 〔同上〕

（警備業法施行規則の一部改正）
第二条 警備業法施行規則（昭和五十八年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

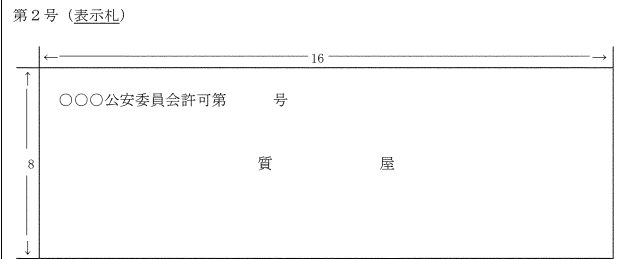
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	<p>（認定等の申請）</p> <p>第三条 法第五条第一項に規定する認定申請書（以下「認定申請書」という。）及び法第七条第四項において準用する法第五条第一項に規定する認定更新申請書（以下「認定更新申請書」という。）の様式は、別記様式第一号のとおりとする。</p> <p>2 認定申請書又は認定更新申請書を提出する場合には、主たる営業所の所在地の所轄警察署長を経由しなければならない。</p>
改 正 前	<p>（認定等の申請）</p> <p>第三条 法第五条第一項に規定する認定申請書（以下「認定申請書」という。）及び法第七条第四項において準用する法第五条第一項に規定する認定更新申請書（以下「認定更新申請書」という。）の様式は、別記様式第一号のとおりとする。</p> <p>2 認定申請書又は認定更新申請書を提出する場合には、主たる営業所の所在地の所轄警察署長を経由しなければならない。</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。



- 備考
- 1 材質は、金属又はこれと同程度の硬度を有するものとする。
 - 2 塗色は、灰色地に白文字とする。
 - 3 番号は、許可証の番号とする。
 - 4 図示の長さの単位は、センチメートルとする。



- 備考
- 1 材質は、金属又はこれと同程度の硬度を有するものとする。
 - 2 塗色は、灰色地に白文字とする。
 - 3 番号は、許可証の番号とする。
 - 4 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第四条 [略]

2 公安委員会は、認定申請書又は認定更新申請書を提出した者（警備業者の相続人である未成年者で警備業に関し営業の許可を受けていないものである場合はその法定代理人（法定代理人が法人である場合はその役員）を含み、法人である場合はその役員とする。）が法第三条第七号に掲げる者に該当するかどうかを判断するため必要があると認めるときは、その者に法第五十一条に規定する医師の診断を受けることを求めるものとする。

〔条を削る。〕

（通知の方法）

第五条 [略]

（標識の様式）

第六条 法第六条第一項の内閣府令で定める様式は、別記様式第二号のとおりとする。

〔条を削る。〕

（標識の閲覧）

第七条 法第六条第一項の内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 常時使用する従業者の数が五人以下である場合
 - 二 当該警備業者が管理するウェブサイトを有していない場合
- 2 法第六条第一項の規定による公衆の閲覧は、当該警備業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

（認定の有効期間の更新の申請）

第八条 法第七条第一項の規定による有効期間の更新の申請は、法第四条に規定する認定（以下「認定」という。）の有効期間の満了の日の三十日前までに行わなければならない。

（認定の有効期間の更新）

第九条 法第七条第二項の規定により有効期間を更新したときは、更新を申請した者にその旨を通知するものとする。

第十二条 法第九条第三号の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 認定をした公安委員会の名称及び認定の番号

〔二・三 略〕

第四条 [同上]

2 公安委員会は、認定申請書又は認定証更新申請書を提出した者（警備業者の相続人である未成年者で警備業に関し営業の許可を受けていないものである場合はその法定代理人（法定代理人が法人である場合はその役員）を含み、法人である場合はその役員とする。）が法第三条第七号に掲げる者に該当するかどうかを認定するため必要があると認めるときは、その者に法第五十一条に規定する医師の診断を受けることを求めるものとする。

〔条を加える。〕

（認定証の様式）

第五条 法第五条第二項に規定する認定証の様式は、別記様式第二号のとおりとする。

（通知の方法）

第六条 [同上]

〔条を加える。〕

（認定証の再交付の申請）

第七条 法第五条第五項の規定により認定証の再交付を受けようとする者は、当該認定証を交付した公安委員会に、別記様式第三号の再交付申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定により再交付申請書を提出する場合には、第三条第二項の規定により理由すべきこととされた警察署長を経由しなければならない。

〔条を加える。〕

（認定証の有効期間の更新の申請）

第八条 法第七条第一項の規定による有効期間の更新の申請は、当該認定証の有効期間の満了の日の三十日前までに行わなければならない。

（認定証の有効期間の更新）

第九条 法第七条第二項の規定による有効期間の更新は、更新を受けようとする者が現に有する認定証と引換えに新たな認定証を交付して行うものとする。

第十二条 法第九条第三号の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 認定証を交付した公安委員会の名称及び認定証の番号

〔二・三 同上〕

第二十条 削除

(法第九条第三号に掲げる事項の変更の届出)

第二十一条 法第十一条第三項において準用する同条第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第七号のとおりとする。ただし、当該都道府県の区域内において警備業務を行わないこととなつた場合の届出に係る届出書については、別記様式第八号のとおりとする。

〔2・3 略〕

第二十二条 法第十一条第三項において準用する同条第一項の内閣府令で定める事項は、当該変更に係る変更年月日、変更事項及び変更の事由とする。

第二十三条 法第十一条第三項において準用する同条第一項の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。

〔一・二 略〕

(死亡等の届出)

第二十五条 法第十二条第一項又は第二項の規定による届出書の提出は、同条第一項の規定による届出書の提出にあつては主たる営業所の所在地の所轄警察署長(法第九条の規定による届出書の提出をした場合にあつては、主たる営業所の所在地の所轄警察署長及び第十一条第二項の規定により経由すべきこととされた警察署長)を経由して、法第十二条第二項の規定による届出書の提出にあつては第十一条第二項の規定により経由すべきこととされた警察署長を経由して、当該事由の発生の日から十日以内に行わなければならない。

第二十六条 法第十二条第一項及び第二項の内閣府令で定める事項は、届出書を提出すべきこととなつた事由及び当該事由の発生日とする。

第五十四条 法第四十条第三号の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 認定をした公安委員会の名称及び認定の番号

二 〔略〕

(機械警備業務管理者資格者証の交付等の申請)

第六十三条 〔略〕

2 公安委員会は、機械警備業務管理者資格者証の交付を受けようとする者が法第四十二条第三項において読み替えて準用する法第二十二條第四項第二号に規定する国家公安委員会規則で定める者に該当するかどうかを判断するため必要があると認めるときは、その者に法第五十一条に規定する医師の診断を受けることを求めるものとする。

(認定証の書換え)

第二十条 法第十一条第三項の規定により認定証の書換えを受けようとする者は、別記様式第三号の書換え申請書及び当該認定証の写しを当該公安委員会に提出しなければならない。

2 第七条第二項の規定は前項の規定により書換え申請書及び認定証の写しを提出する場合について、第九条の規定は法第十一条第三項の認定証の書換えについて準用する。

(法第九条第三号に掲げる事項の変更の届出)

第二十一条 法第十一条第四項において準用する同条第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第七号のとおりとする。ただし、当該都道府県の区域内において警備業務を行わないこととなつた場合の届出に係る届出書については、別記様式第八号のとおりとする。

〔2・3 同上〕

第二十二条 法第十一条第四項において準用する同条第一項の内閣府令で定める事項は、当該変更に係る変更年月日、変更事項及び変更の事由とする。

第二十三条 法第十一条第四項において準用する同条第一項の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。

〔一・二 同上〕

(認定証の返納等)

第二十五条 法第十二条第一項若しくは第二項の規定による認定証の返納又は同条第三項の規定による届出書の提出は、認定証の返納にあつては認定証を返納すべきこととなつた事由及び当該事由の発生日を明らかにして、主たる営業所の所在地の所轄警察署長を経由して、届出書の提出にあつては第十一条第二項の規定により経由すべきこととされた警察署長を経由して、当該事由の発生の日から十日以内に行わなければならない。

第二十六条 法第十二条第三項の内閣府令で定める事項は、認定証を返納すべきこととなつた事由及び当該事由の発生日とする。

第五十四条 法第四十条第三号の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 認定証を交付した公安委員会の名称及び認定証の番号

二 〔同上〕

(機械警備業務管理者資格者証の交付等の申請)

第六十三条 〔同上〕

2 公安委員会は、機械警備業務管理者資格者証の交付を受けようとする者が法第四十二条第三項において読み替えて準用する法第二十二條第四項第二号に規定する国家公安委員会規則で定める者に該当するかどうかを認定するため必要があると認めるときは、その者に法第五十一条に規定する医師の診断を受けることを求めるものとする。

別紙1(1)当該都道府県の区域内に設けようとする営業所

※ 資料区分	※ 認定公安委員会
※ 認定の番号	※ 受理警察署
※ 警備業者名	

名称									
所在地									
電話 () - 番									
設置年月日	年	月	日						
警備業務の区分	1号	2号	3号	4号					
警備業務の種別	1. 指定(非)機械警備業務 2. 1.以外の機械警備業務 3. 応急対応警備業務	4. 施設警備業務 5. その他	1. 警備業務 2. 交通誘導警備業務 3. その他	1. 緊急通報警備業務 2. 1.以外の非指定(非)機械警備業務 3. 機材持出等が前提の機械警備業務 4. その他					
警備員指導教育責任者	(フリガナ) 氏名	住所	配置状況	1. 専任 2. 兼任					
	電話 () - 番								
	生年月日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日
		1	2	3	4	5			
	選任に係る警備業務の区分	1号			2号	3号	4号		
	選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称	公安委員会			※				
	選任に係る資格者証の番号								

名称									
所在地									
電話 () - 番									
設置年月日	年	月	日						
警備業務の区分	1号	2号	3号	4号					
警備業務の種別	1. 指定(非)機械警備業務 2. 1.以外の機械警備業務 3. 応急対応警備業務	4. 施設警備業務 5. その他	1. 警備業務 2. 交通誘導警備業務 3. その他	1. 緊急通報警備業務 2. 1.以外の非指定(非)機械警備業務 3. 機材持出等が前提の機械警備業務 4. その他					
警備員指導教育責任者	(フリガナ) 氏名	住所	配置状況	1. 専任 2. 兼任					
	電話 () - 番								
	生年月日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日
		1	2	3	4	5			
	選任に係る警備業務の区分	1号			2号	3号	4号		
	選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称	公安委員会			※				
	選任に係る資格者証の番号								

別記様式第1号(第3条関係)

※ 資料区分	※ 受理警察署					() 番
※ 受理番号	※ 受理年月日					年 月 日
※ 認定公安委員会	※ 認定年月日					年 月 日
※ 認定の番号	※ 更新年月日					年 月 日

認定更新申請書

警備業法 第5条第1項 第7条第1項の規定により 認定の有効期間の更新の申請をします。

公安委員会 殿

年 月 日

申請者の氏名又は名称及び住所

(フリガナ) 氏名又は名称				
住所				
電話 () - 番				
法人等の種別	1. 個人 2. 株式会社 3. 持分会社 4. 財団法人 5. 社団法人 9. その他			

(申請者が個人の場合のみ記載)

生年月日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日	※
	1	2	3	4	5				

(認定の有効期間の更新の申請の場合のみ記載)

現に受けている認定をした公安委員会の名称	公安委員会
現に受けている認定の番号	

別紙1(1)当該都道府県の区域内に設けようとする営業所

※ 資料区分	※ 認定証交付公安委員会
※ 認定証の番号	※ 受理警察署
※ 警備業者名	

名称									
所在地									
電話 () - 番									
設置年月日	年	月	日						
警備業務の区分	1号	2号	3号	4号					
警備業務の種別	1. 指定(非)機械警備業務 2. 1.以外の機械警備業務 3. 応急対応警備業務	4. 施設警備業務 5. その他	1. 警備業務 2. 交通誘導警備業務 3. その他	1. 緊急通報警備業務 2. 1.以外の非指定(非)機械警備業務 3. 機材持出等が前提の機械警備業務 4. その他					
警備員指導教育責任者	(フリガナ) 氏名	住所	配置状況	1. 専任 2. 兼任					
	電話 () - 番								
	生年月日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日
		1	2	3	4	5			
	選任に係る警備業務の区分	1号			2号	3号	4号		
	選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称	公安委員会			※				
	選任に係る資格者証の番号								

名称									
所在地									
電話 () - 番									
設置年月日	年	月	日						
警備業務の区分	1号	2号	3号	4号					
警備業務の種別	1. 指定(非)機械警備業務 2. 1.以外の機械警備業務 3. 応急対応警備業務	4. 施設警備業務 5. その他	1. 警備業務 2. 交通誘導警備業務 3. その他	1. 緊急通報警備業務 2. 1.以外の非指定(非)機械警備業務 3. 機材持出等が前提の機械警備業務 4. その他					
警備員指導教育責任者	(フリガナ) 氏名	住所	配置状況	1. 専任 2. 兼任					
	電話 () - 番								
	生年月日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日
		1	2	3	4	5			
	選任に係る警備業務の区分	1号			2号	3号	4号		
	選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称	公安委員会			※				
	選任に係る資格者証の番号								

別記様式第1号(第3条関係)

※ 資料区分	※ 受理警察署					() 番
※ 受理番号	※ 受理年月日					年 月 日
※ 認定証交付公安委員会	※ 認定年月日					年 月 日
※ 認定証の番号	※ 更新年月日					年 月 日

認定証更新申請書

警備業法 第5条第1項 第7条第1項の規定により 認定証の有効期間の更新の申請をします。

公安委員会 殿

年 月 日

申請者の氏名又は名称及び住所

(フリガナ) 氏名又は名称				
住所				
電話 () - 番				
法人等の種別	1. 個人 2. 株式会社 3. 持分会社 4. 財団法人 5. 社団法人 9. その他			

(申請者が個人の場合のみ記載)

生年月日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日	※
	1	2	3	4	5				

(認定証の有効期間の更新の申請の場合のみ記載)

現に有する認定証を交付した公安委員会の名称	公安委員会
現に有する認定証の番号	

別紙1(3) 当該都道府県の区域外に設けようとする営業所で、当該都道府県の区域内で行おうとする警備業務に係らないもの

名称	
所在地	
電話 () - 番	
当該区域内における警備業務の開始年月日	
警備業務の区分	
警備業務の種別	
氏名	
住所	
電話 () - 番	
生年月日	
適任に係る警備業務の区分	
適任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称	
適任に係る資格者証の番号	

別紙1(2) 当該都道府県の区域外に設けようとする営業所で、当該都道府県の区域内で行おうとする警備業務に係るもの

名称	
所在地	
電話 () - 番	
当該区域内における警備業務の開始年月日	
警備業務の区分	
警備業務の種別	
氏名	
住所	
電話 () - 番	
生年月日	
適任に係る警備業務の区分	
適任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称	
適任に係る資格者証の番号	

別紙1(3) 当該都道府県の区域外に設けようとする営業所で、当該都道府県の区域内で行おうとする警備業務に係らないもの

名称	
所在地	
電話 () - 番	
当該区域内における警備業務の開始年月日	
警備業務の区分	
警備業務の種別	
氏名	
住所	
電話 () - 番	
生年月日	
適任に係る警備業務の区分	
適任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称	
適任に係る資格者証の番号	

別紙1(2) 当該都道府県の区域外に設けようとする営業所で、当該都道府県の区域内で行おうとする警備業務に係るもの

名称	
所在地	
電話 () - 番	
当該区域内における警備業務の開始年月日	
警備業務の区分	
警備業務の種別	
氏名	
住所	
電話 () - 番	
生年月日	
適任に係る警備業務の区分	
適任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称	
適任に係る資格者証の番号	

別記様式第2号 (第6条関係)

警備業者	
認定をした公安委員会	公安委員会
認定の番号	第 号
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
氏名又は名称	
所在地	

記載要領 所在地欄には、主たる営業所の所在地を記載すること。
備考 1 文字及び枠線の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。
2 標識を営業所に掲示する場合には、用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別紙2 (申請者が法人の場合のみ記載)

※資料区分	
代表者	(フリガナ) 氏名
	住所
役員	電話 () 番
	生年月日 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 ※
役員	役職 1. 取締役 2. 監査役 3. 取締役補 4. 理事 5. 監事 9. その他
	(フリガナ) 氏名
役員	住所
	電話 () 番
役員	生年月日 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 ※
	1 2 3 4 5
役員	役職 1. 取締役 2. 監査役 3. 取締役補 4. 理事 5. 監事 9. その他
	(フリガナ) 氏名
役員	住所
	電話 () 番
役員	生年月日 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 ※
	1 2 3 4 5

記載要領 1 ※印欄には、記載しないこと。
2 不要の文字は、横線で消すこと。ただし、数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと（「警備業務の区分」欄及び「警備業務の種別」欄については、2以上の区分又は種別の警備業務を行う場合には、該当する数字すべてを○で囲むこととし、そのうち主として行うものについては、◎とすること。）
3 営業所ごとの「警備業務の区分」欄及び「選任に係る警備業務の区分」欄中の「1号」とは法第2条第1項第1号の警備業務の区分を、「2号」とは同項第2号の警備業務の区分を、「3号」とは同項第3号の警備業務の区分を、「4号」とは同項第4号の警備業務の区分をいう。
4 「警備業務の種別」欄中の「現金運搬警備業務」とは、貴重品運搬警備業務のうち現金の運搬に係るものをいう。その他の用語の意義については、警備員等の検定等に関する規則（平成17年公安委員会規則第20号）第1条を参照すること。
5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第2号 (第5条関係)

第 号	認定証
住所	氏名又は名称
電話 () 番	
生年月日 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 ※	
1 2 3 4 5	
役職 1. 取締役 2. 監査役 3. 取締役補 4. 理事 5. 監事 9. その他	
(フリガナ) 氏名	
住所	
電話 () 番	
生年月日 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 ※	
1 2 3 4 5	
役職 1. 取締役 2. 監査役 3. 取締役補 4. 理事 5. 監事 9. その他	
(フリガナ) 氏名	
住所	
電話 () 番	
生年月日 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 ※	
1 2 3 4 5	

警備業法（昭和四十七年法律第十七号）第三条各号に掲げる者のいずれにも該当せず、警備業の要件を備えていることを認定する。

有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

公安委員会 印

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 中央部に日本の地模様を入れる。

別紙2 (申請者が法人の場合のみ記載)

※資料区分	
代表者	(フリガナ) 氏名
	住所
役員	電話 () 番
	生年月日 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 ※
役員	役職 1. 取締役 2. 監査役 3. 取締役補 4. 理事 5. 監事 9. その他
	(フリガナ) 氏名
役員	住所
	電話 () 番
役員	生年月日 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 ※
	1 2 3 4 5
役員	役職 1. 取締役 2. 監査役 3. 取締役補 4. 理事 5. 監事 9. その他
	(フリガナ) 氏名
役員	住所
	電話 () 番
役員	生年月日 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 ※
	1 2 3 4 5

記載要領 1 ※印欄には、記載しないこと。
2 不要の文字は、横線で消すこと。ただし、数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと（「警備業務の区分」欄及び「警備業務の種別」欄については、2以上の区分又は種別の警備業務を行う場合には、該当する数字すべてを○で囲むこととし、そのうち主として行うものについては、◎とすること。）
3 営業所ごとの「警備業務の区分」欄及び「選任に係る警備業務の区分」欄中の「1号」とは法第2条第1項第1号の警備業務の区分を、「2号」とは同項第2号の警備業務の区分を、「3号」とは同項第3号の警備業務の区分を、「4号」とは同項第4号の警備業務の区分をいう。
4 「警備業務の種別」欄中の「現金運搬警備業務」とは、貴重品運搬警備業務のうち現金の運搬に係るものをいう。その他の用語の意義については、警備員等の検定等に関する規則（平成17年公安委員会規則第20号）第1条を参照すること。
5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第4号(第11条関係)

※ 資料区分		※ 受理警察署								() 署
※ 受理番号		※ 受理年月日								年 月 日
※ 届出種別	1. 管内営業所あり 2. 管内営業所なし									
※ 営業開始年月日										年 月 日

営業所設置等届出書

警備業法第9条の規定により届出をします。

年 月 日

公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

(フリガナ) 氏名又は名称										
住 所										
	電話 ()	-		番						
認定をした公安委員会の名称										公安委員会※
認定の番号										
主たる 営業所 名 称										
所 在 地										
	電話 ()	-		番						

(注) 上記の「主たる営業所」欄には、主たる営業所が当該都道府県の区域外に所在し、かつ、当該都道府県の区域内で行おうとする警備業務に係らない場合に限って記載すること。なお、それ以外の場合の主たる営業所については、別紙1(1)又は(2)に記載すること。

別記様式第4号(第11条関係)

※ 資料区分		※ 受理警察署								() 署
※ 受理番号		※ 受理年月日								年 月 日
※ 届出種別	1. 管内営業所あり 2. 管内営業所なし									
※ 営業開始年月日										年 月 日

営業所設置等届出書

警備業法第9条の規定により届出をします。

年 月 日

公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

(フリガナ) 氏名又は名称										
住 所										
	電話 ()	-		番						
認定証を交付した公安委員会の名称										公安委員会※
認定証の番号										
主たる 営業所 名 称										
所 在 地										
	電話 ()	-		番						

(注) 上記の「主たる営業所」欄には、主たる営業所が当該都道府県の区域外に所在し、かつ、当該都道府県の区域内で行おうとする警備業務に係らない場合に限って記載すること。なお、それ以外の場合の主たる営業所については、別紙1(1)又は(2)に記載すること。

別記様式第3号(第7条、第20条関係)

※ 受理警察署										() 署
※ 受理番号										※ 受理年月日
※ 再交付年月日										※ 書換え年月日
										年 月 日

認定証再交付申請書

警備業法 第5条第5項 第11条第3項 の規定により認定証の再交付書換えを申請します。

年 月 日

公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

(フリガナ) 氏名又は名称										
主たる 営業所 名 称										
所 在 地										
	電話 ()	-		番						
認定証の番号										
再交付又は書換えを申請する事由										

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 不要の文字は、横線で消すこと。
- 「再交付又は書換えを申請する事由」欄には、再交付の申請にあつては亡失又は滅失の状況、書換えの申請にあつては変更事項が明確に分かるように新旧の別を記載すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別紙1(2) 当該都道府県の区域内で行おうとする警備業務に係る営業所(当該都道府県の区域外に所在するものに限る。)

1 主たる 営業所	名称	
	所在地	
	電話 () - 番	※
	当該区域内における警備業務の開始年月日	年 月 日
2 その他の 営業所	警備業務の区分	1号 2号 3号 4号
	警備業務の種類	1. 住宅に係る機銃警備業務 4. 施設警備業務 1. 機銃警備業務 1. 現金運搬警備業務 4. その他 2. 1. 以外の機銃警備業務 5. その他 2. 文庫等警備業務 2. 1. 以外の貴重品運搬警備業務 3. 空港保安警備業務 3. その他 3. 視察科物件等宅内物運搬警備業務
	(フリガナ) 氏名	配置 1. 専任 2. 兼任
	住所	
3 その他の 営業所	電話 () - 番	※
	当該区域内における警備業務の開始年月日	年 月 日
	警備業務の区分	1号 2号 3号 4号
	警備業務の種類	1. 住宅に係る機銃警備業務 4. 施設警備業務 1. 機銃警備業務 1. 現金運搬警備業務 4. その他 2. 1. 以外の機銃警備業務 5. その他 2. 文庫等警備業務 2. 1. 以外の貴重品運搬警備業務 3. 空港保安警備業務 3. その他 3. 視察科物件等宅内物運搬警備業務
4 その他の 営業所	(フリガナ) 氏名	配置 1. 専任 2. 兼任
	住所	
	電話 () - 番	※
	生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日
5 その他の 営業所	1 2 3 4 5	
	選任に係る警備業務の区分	1号 2号 3号 4号
	選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称	公安委員会
	選任に係る資格者証の番号	

別紙1(1) 当該都道府県の区域内に設けようとする営業所

※ 資料区分		※ 認定公安委員会	
※ 認定の番号		※ 受理警察署	
※ 警備業者名			
1 主たる 営業所	名称		
	所在地	※	
	電話 () - 番	※	
	設置年月日	年 月 日	
2 その他の 営業所	警備業務の区分	1号 2号 3号 4号	
	警備業務の種類	1. 住宅に係る機銃警備業務 4. 施設警備業務 1. 機銃警備業務 1. 現金運搬警備業務 4. その他 2. 1. 以外の機銃警備業務 5. その他 2. 文庫等警備業務 2. 1. 以外の貴重品運搬警備業務 3. 空港保安警備業務 3. その他 3. 視察科物件等宅内物運搬警備業務	
	(フリガナ) 氏名	配置 1. 専任 2. 兼任	
	住所		
3 その他の 営業所	電話 () - 番	※	
	生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日	
	1 2 3 4 5		
	選任に係る警備業務の区分	1号 2号 3号 4号	
4 その他の 営業所	選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称	公安委員会	
	選任に係る資格者証の番号		
	名称		
	所在地	※	
5 その他の 営業所	電話 () - 番	※	
	設置年月日	年 月 日	
	警備業務の区分	1号 2号 3号 4号	
	警備業務の種類	1. 住宅に係る機銃警備業務 4. 施設警備業務 1. 機銃警備業務 1. 現金運搬警備業務 4. その他 2. 1. 以外の機銃警備業務 5. その他 2. 文庫等警備業務 2. 1. 以外の貴重品運搬警備業務 3. 空港保安警備業務 3. その他 3. 視察科物件等宅内物運搬警備業務	
6 その他の 営業所	(フリガナ) 氏名	配置 1. 専任 2. 兼任	
	住所		
	電話 () - 番	※	
	生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日	
7 その他の 営業所	1 2 3 4 5		
	選任に係る警備業務の区分	1号 2号 3号 4号	
	選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称	公安委員会	
	選任に係る資格者証の番号		

別紙1(2) 当該都道府県の区域内で行おうとする警備業務に係る営業所(当該都道府県の区域外に所在するものに限る。)

1 主たる 営業所	名称	
	所在地	
	電話 () - 番	※
	当該区域内における警備業務の開始年月日	年 月 日
2 その他の 営業所	警備業務の区分	1号 2号 3号 4号
	警備業務の種類	1. 住宅に係る機銃警備業務 4. 施設警備業務 1. 機銃警備業務 1. 現金運搬警備業務 4. その他 2. 1. 以外の機銃警備業務 5. その他 2. 文庫等警備業務 2. 1. 以外の貴重品運搬警備業務 3. 空港保安警備業務 3. その他 3. 視察科物件等宅内物運搬警備業務
	(フリガナ) 氏名	配置 1. 専任 2. 兼任
	住所	
3 その他の 営業所	電話 () - 番	※
	当該区域内における警備業務の開始年月日	年 月 日
	警備業務の区分	1号 2号 3号 4号
	警備業務の種類	1. 住宅に係る機銃警備業務 4. 施設警備業務 1. 機銃警備業務 1. 現金運搬警備業務 4. その他 2. 1. 以外の機銃警備業務 5. その他 2. 文庫等警備業務 2. 1. 以外の貴重品運搬警備業務 3. 空港保安警備業務 3. その他 3. 視察科物件等宅内物運搬警備業務
4 その他の 営業所	(フリガナ) 氏名	配置 1. 専任 2. 兼任
	住所	
	電話 () - 番	※
	生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日
5 その他の 営業所	1 2 3 4 5	
	選任に係る警備業務の区分	1号 2号 3号 4号
	選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称	公安委員会
	選任に係る資格者証の番号	

別紙1(1) 当該都道府県の区域内に設けようとする営業所

※ 資料区分		※ 認定証交付公安委員会	
※ 認定証の番号		※ 受理警察署	
※ 警備業者名			
1 主たる 営業所	名称		
	所在地	※	
	電話 () - 番	※	
	設置年月日	年 月 日	
2 その他の 営業所	警備業務の区分	1号 2号 3号 4号	
	警備業務の種類	1. 住宅に係る機銃警備業務 4. 施設警備業務 1. 機銃警備業務 1. 現金運搬警備業務 4. その他 2. 1. 以外の機銃警備業務 5. その他 2. 文庫等警備業務 2. 1. 以外の貴重品運搬警備業務 3. 空港保安警備業務 3. その他 3. 視察科物件等宅内物運搬警備業務	
	(フリガナ) 氏名	配置 1. 専任 2. 兼任	
	住所		
3 その他の 営業所	電話 () - 番	※	
	生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日	
	1 2 3 4 5		
	選任に係る警備業務の区分	1号 2号 3号 4号	
4 その他の 営業所	選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称	公安委員会	
	選任に係る資格者証の番号		
	名称		
	所在地	※	
5 その他の 営業所	電話 () - 番	※	
	設置年月日	年 月 日	
	警備業務の区分	1号 2号 3号 4号	
	警備業務の種類	1. 住宅に係る機銃警備業務 4. 施設警備業務 1. 機銃警備業務 1. 現金運搬警備業務 4. その他 2. 1. 以外の機銃警備業務 5. その他 2. 文庫等警備業務 2. 1. 以外の貴重品運搬警備業務 3. 空港保安警備業務 3. その他 3. 視察科物件等宅内物運搬警備業務	
6 その他の 営業所	(フリガナ) 氏名	配置 1. 専任 2. 兼任	
	住所		
	電話 () - 番	※	
	生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日	
7 その他の 営業所	1 2 3 4 5		
	選任に係る警備業務の区分	1号 2号 3号 4号	
	選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称	公安委員会	
	選任に係る資格者証の番号		

別記様式第5号(第15条関係)

※ 資料区分		※ 受理警察署							() 署
※ 受理番号		※ 受理年月日							

警備業廃止届出書

警備業法第10条第1項の規定により届出をします。

年 月 日

公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

(フリガナ)氏名又は名称	
法人等の種別	1. 個人 2. 株式会社 3. 持分会社 4. 財団法人 5. 社団法人 9. その他
認定をした公安委員会の名称	公安委員会※
認定の番号	
廃止の年月日	年 月 日
廃止の事由	

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別紙2(届出者が法人の場合のみ記載)

代表者	(フリガナ)氏名	
	住所	
	電話	() - 番
役員	役職	1. 取締役 2. 監査役 3. 取締役補 4. 理事 5. 監事 9. その他
	(フリガナ)氏名	
	住所	
	電話	() - 番
役員	役職	1. 取締役 2. 監査役 3. 取締役補 4. 理事 5. 監事 9. その他
	(フリガナ)氏名	
	住所	
	電話	() - 番
役員	役職	1. 取締役 2. 監査役 3. 取締役補 4. 理事 5. 監事 9. その他
	(フリガナ)氏名	
	住所	
	電話	() - 番
役員	役職	1. 取締役 2. 監査役 3. 取締役補 4. 理事 5. 監事 9. その他
	(フリガナ)氏名	
	住所	
	電話	() - 番

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと(「警備業務の区分」及び「警備業務の種別」欄については、2以上の区分又は種別の警備業務を行う場合には、該当する数字すべてを○で囲むこととし、そのうち主として行うものについては、◎とすること。)
- 営業所ごとの「警備業務の区分」欄及び「選任に係る警備業務の区分」欄中の「1号」とは法第2条第1項第1号の警備業務の区分を、「2号」とは同項第2号の警備業務の区分を、「3号」とは同項第3号の警備業務の区分を、「4号」とは同項第4号の警備業務の区分をいう。
- 「警備業務の種別」欄中の「現金運搬警備業務」とは、貴重品運搬警備業務のうち現金の運搬に係るものをいう。その他の用語の意義については、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第1条を参照すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第5号(第15条関係)

※ 資料区分		※ 受理警察署							() 署
※ 受理番号		※ 受理年月日							

警備業廃止届出書

警備業法第10条第1項の規定により届出をします。

年 月 日

公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

(フリガナ)氏名又は名称	
法人等の種別	1. 個人 2. 株式会社 3. 持分会社 4. 財団法人 5. 社団法人 9. その他
認定証を交付した公安委員会の名称	公安委員会※
認定証の番号	
廃止の年月日	年 月 日
廃止の事由	

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別紙2(届出者が法人の場合のみ記載)

代表者	(フリガナ)氏名	
	住所	
	電話	() - 番
役員	役職	1. 取締役 2. 監査役 3. 取締役補 4. 理事 5. 監事 9. その他
	(フリガナ)氏名	
	住所	
	電話	() - 番
役員	役職	1. 取締役 2. 監査役 3. 取締役補 4. 理事 5. 監事 9. その他
	(フリガナ)氏名	
	住所	
	電話	() - 番
役員	役職	1. 取締役 2. 監査役 3. 取締役補 4. 理事 5. 監事 9. その他
	(フリガナ)氏名	
	住所	
	電話	() - 番
役員	役職	1. 取締役 2. 監査役 3. 取締役補 4. 理事 5. 監事 9. その他
	(フリガナ)氏名	
	住所	
	電話	() - 番

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと(「警備業務の区分」及び「警備業務の種別」欄については、2以上の区分又は種別の警備業務を行う場合には、該当する数字すべてを○で囲むこととし、そのうち主として行うものについては、◎とすること。)
- 営業所ごとの「警備業務の区分」欄及び「選任に係る警備業務の区分」欄中の「1号」とは法第2条第1項第1号の警備業務の区分を、「2号」とは同項第2号の警備業務の区分を、「3号」とは同項第3号の警備業務の区分を、「4号」とは同項第4号の警備業務の区分をいう。
- 「警備業務の種別」欄中の「現金運搬警備業務」とは、貴重品運搬警備業務のうち現金の運搬に係るものをいう。その他の用語の意義については、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第1条を参照すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別紙1(1) 現に設けている営業所の名称等に変更があった場合

Table with fields for 資料区分, 認定の番号, 警備業者名, 変更年月日, 認定公安委員会, 受理警察署.

Table for 変更に係る営業所 with fields for 名称, 所在地, 電話, 警備業務の区分, 警備業務の種類, 種別.

Table for (営業所の名称、所在地又は当該営業所において取り扱う警備業務の区分に変更があった場合) with fields for 名称, 所在地, 警備業務の区分, 警備業務の種類, 種別.

Table for (警備員指導教育責任者に係る事項に変更があった場合) with fields for (フリガナ)氏名, 住所, 選任に係る警備業務の区分, 配置状況, 専任/兼任.

別紙1(1) 現に設けている営業所の名称等に変更があった場合

Table with fields for 資料区分, 認定証の番号, 警備業者名, 変更年月日, 認定証交付公安委員会, 受理警察署.

Table for 変更に係る営業所 with fields for 名称, 所在地, 電話, 警備業務の区分, 警備業務の種類, 種別.

Table for (営業所の名称、所在地又は当該営業所において取り扱う警備業務の区分に変更があった場合) with fields for 名称, 所在地, 警備業務の区分, 警備業務の種類, 種別.

Table for (警備員指導教育責任者に係る事項に変更があった場合) with fields for (フリガナ)氏名, 住所, 選任に係る警備業務の区分, 配置状況, 専任/兼任.

別記様式第6号(第17条関係)

Table with fields for 資料区分, 受理警察署, 受理番号, 受理年月日.

法第11条第1項変更届出書

警備業法第11条第1項の規定により届出をします。

公安委員会 殿

年 月 日

届出者の氏名又は名称及び住所

Table for (フリガナ)氏名又は名称, 認定をした公安委員会の名称, 認定の番号, 主たる営業所, 所在地, 電話, 変更年月日, 変更の事由.

(氏名又は名称に変更があった場合)

Table for (フリガナ)氏名又は名称, 法人等の種別, (フリガナ)氏名又は名称, 法人等の種別.

(住所に変更があった場合)

Table for 住所, 旧住所, 新住所, 電話.

別記様式第6号(第17条関係)

Table with fields for 資料区分, 受理警察署, 受理番号, 受理年月日.

法第11条第1項変更届出書

警備業法第11条第1項の規定により届出をします。

公安委員会 殿

年 月 日

届出者の氏名又は名称及び住所

Table for (フリガナ)氏名又は名称, 認定証を交付した公安委員会の名称, 認定証の番号, 主たる営業所, 所在地, 電話, 変更年月日, 変更の事由.

(氏名又は名称に変更があった場合)

Table for (フリガナ)氏名又は名称, 法人等の種別, (フリガナ)氏名又は名称, 法人等の種別.

(住所に変更があった場合)

Table for 住所, 旧住所, 新住所, 電話.

(当該都道府県の区域外に設けた営業所で、当該都道府県の区域内で行う警備業務に係らないもの)

名称																
所在地																
電話	() - 番															
警備業務の区分	1号			2号			3号			4号						
警備業務の種別	1. 住宅に係る機銃警備業務 4. 施設警備業務 2. 1. 以外の機銃警備業務 5. その他 3. 空港保安警備業務			1. 補遺警備業務 2. 交通誘導警備業務 3. その他			1. 現金運搬警備業務 2. 1. 以外の貴重品運搬警備業務 3. 機銃所持等危険物運搬警備業務			4. その他						
警備員指導教育責任者	(フリガナ) 氏名												配置状況	1. 専任 2. 兼任		
住所	電話 () - 番															
生年月日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日								
選任に係る警備業務の区分	1	2	3	4	5								1号	2号	3号	4号
選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称	公安委員会															
選任に係る資格者証の番号																

別紙1(2) 営業所を設けた場合

※ 資料区分																※ 認定公安委員会
※ 認定証の番号																※ 受理警察署
※ 警備業者名																
※ 設置年月日																

(当該都道府県の区域内に設けた営業所)

名称														※		
所在地														※		
電話	() - 番													※		
警備業務の区分	1号			2号			3号			4号						
警備業務の種別	1. 住宅に係る機銃警備業務 4. 施設警備業務 2. 1. 以外の機銃警備業務 5. その他 3. 空港保安警備業務			1. 補遺警備業務 2. 交通誘導警備業務 3. その他			1. 現金運搬警備業務 2. 1. 以外の貴重品運搬警備業務 3. 機銃所持等危険物運搬警備業務			4. その他						
種別	1. 主たる営業所 2. その他の営業所															
警備員指導教育責任者	(フリガナ) 氏名												配置状況	1. 専任 2. 兼任		
住所	電話 () - 番													※		
生年月日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日								
選任に係る警備業務の区分	1	2	3	4	5								1号	2号	3号	4号
選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称	公安委員会													※		
選任に係る資格者証の番号														※		

(当該都道府県の区域外に設けた営業所で、当該都道府県の区域内で行う警備業務に係るもの)

名称																
所在地																
電話	() - 番															
当該区域内における警備業務の開始年月日																
警備業務の区分	1号			2号			3号			4号						
警備業務の種別	1. 住宅に係る機銃警備業務 4. 施設警備業務 2. 1. 以外の機銃警備業務 5. その他 3. 空港保安警備業務			1. 補遺警備業務 2. 交通誘導警備業務 3. その他			1. 現金運搬警備業務 2. 1. 以外の貴重品運搬警備業務 3. 機銃所持等危険物運搬警備業務			4. その他						
警備員指導教育責任者	(フリガナ) 氏名												配置状況	1. 専任 2. 兼任		
住所	電話 () - 番															
生年月日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日								
選任に係る警備業務の区分	1	2	3	4	5								1号	2号	3号	4号
選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称	公安委員会															
選任に係る資格者証の番号																

(当該都道府県の区域外に設けた営業所で、当該都道府県の区域内で行う警備業務に係らないもの)

名称																
所在地																
電話	() - 番															
警備業務の区分	1号			2号			3号			4号						
警備業務の種別	1. 住宅に係る機銃警備業務 4. 施設警備業務 2. 1. 以外の機銃警備業務 5. その他 3. 空港保安警備業務			1. 補遺警備業務 2. 交通誘導警備業務 3. その他			1. 現金運搬警備業務 2. 1. 以外の貴重品運搬警備業務 3. 機銃所持等危険物運搬警備業務			4. その他						
警備員指導教育責任者	(フリガナ) 氏名												配置状況	1. 専任 2. 兼任		
住所	電話 () - 番															
生年月日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日								
選任に係る警備業務の区分	1	2	3	4	5								1号	2号	3号	4号
選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称	公安委員会															
選任に係る資格者証の番号																

別紙1(2) 営業所を設けた場合

※ 資料区分																※ 認定証交付公安委員会
※ 認定証の番号																※ 受理警察署
※ 警備業者名																
※ 設置年月日																

(当該都道府県の区域内に設けた営業所)

名称														※		
所在地														※		
電話	() - 番													※		
警備業務の区分	1号			2号			3号			4号						
警備業務の種別	1. 住宅に係る機銃警備業務 4. 施設警備業務 2. 1. 以外の機銃警備業務 5. その他 3. 空港保安警備業務			1. 補遺警備業務 2. 交通誘導警備業務 3. その他			1. 現金運搬警備業務 2. 1. 以外の貴重品運搬警備業務 3. 機銃所持等危険物運搬警備業務			4. その他						
種別	1. 主たる営業所 2. その他の営業所															
警備員指導教育責任者	(フリガナ) 氏名												配置状況	1. 専任 2. 兼任		
住所	電話 () - 番													※		
生年月日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日								
選任に係る警備業務の区分	1	2	3	4	5								1号	2号	3号	4号
選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称	公安委員会													※		
選任に係る資格者証の番号														※		

(当該都道府県の区域外に設けた営業所で、当該都道府県の区域内で行う警備業務に係るもの)

名称																
所在地																
電話	() - 番															
当該区域内における警備業務の開始年月日																
警備業務の区分	1号			2号			3号			4号						
警備業務の種別	1. 住宅に係る機銃警備業務 4. 施設警備業務 2. 1. 以外の機銃警備業務 5. その他 3. 空港保安警備業務			1. 補遺警備業務 2. 交通誘導警備業務 3. その他			1. 現金運搬警備業務 2. 1. 以外の貴重品運搬警備業務 3. 機銃所持等危険物運搬警備業務			4. その他						
警備員指導教育責任者	(フリガナ) 氏名												配置状況	1. 専任 2. 兼任		
住所	電話 () - 番															
生年月日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日								
選任に係る警備業務の区分	1	2	3	4	5								1号	2号	3号	4号
選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称	公安委員会															
選任に係る資格者証の番号																

別紙2 法人の代表者又は役員の氏名等に変更があつた場合

※ 資料区分		
代 表 者	旧	(フリガナ) 氏名 住所 生年月日 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 1 2 3 4 5
	新	(フリガナ) 氏名 住所 生年月日 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 1 2 3 4 5 電話 () - 番 ※ ※
		役職 (フリガナ) 氏名 住所 生年月日 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 1 2 3 4 5 電話 () - 番 ※ ※

(注) 役員の就任又は退任のみがあつた場合には、それぞれ上記の「新」欄又は「旧」欄の一方に記載すること。

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。（「警備業務の区分」欄及び「警備業務の種類」欄については、2以上の区分又は種別の警備業務を行う場合には、該当する数字すべてを○で囲むこととし、そのうち主として行うものについては、◎とすること。）
- 営業所ごとの「警備業務の区分」欄及び「選任に係る警備業務の区分」欄中の「1号」とは法第2条第1項第1号の警備業務の区分を、「2号」とは同項第2号の警備業務の区分を、「3号」とは同項第3号の警備業務の区分を、「4号」とは同項第4号の警備業務の区分をいう。
- 「警備業務の種類」欄中の「現金運搬警備業務」とは、貴重品運搬警備業務のうち現金の運搬に係るものをいう。その他の用語の意義については、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第1条を参照すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別紙1(3) 営業所を廃止した場合

※ 資料区分		※ 認定公安委員会
※ 認定の番号		※ 受理警察署
※ 警備業者名		
※ 廃止年月日	年 月 日	

(当該都道府県の区域内に設けていた営業所)

名 称	
所 在 地	※
種 別	1. 主たる営業所 2. その他の営業所

(当該都道府県の区域外に設けていた営業所で、当該都道府県の区域内で行っていた警備業務に係るもの)

名 称	
所 在 地	
種 別	1. 主たる営業所 2. その他の営業所

(当該都道府県の区域外に設けていた営業所で、当該都道府県の区域内で行っていた警備業務に係らないもの)

名 称	
所 在 地	
種 別	1. 主たる営業所 2. その他の営業所

別紙2 法人の代表者又は役員の氏名等に変更があつた場合

※ 資料区分		
代 表 者	旧	(フリガナ) 氏名 住所 生年月日 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 1 2 3 4 5
	新	(フリガナ) 氏名 住所 生年月日 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 1 2 3 4 5 電話 () - 番 ※ ※
		役職 (フリガナ) 氏名 住所 生年月日 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 1 2 3 4 5 電話 () - 番 ※ ※

(注) 役員の就任又は退任のみがあつた場合には、それぞれ上記の「新」欄又は「旧」欄の一方に記載すること。

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。（「警備業務の区分」欄及び「警備業務の種類」欄については、2以上の区分又は種別の警備業務を行う場合には、該当する数字すべてを○で囲むこととし、そのうち主として行うものについては、◎とすること。）
- 営業所ごとの「警備業務の区分」欄及び「選任に係る警備業務の区分」欄中の「1号」とは法第2条第1項第1号の警備業務の区分を、「2号」とは同項第2号の警備業務の区分を、「3号」とは同項第3号の警備業務の区分を、「4号」とは同項第4号の警備業務の区分をいう。
- 「警備業務の種類」欄中の「現金運搬警備業務」とは、貴重品運搬警備業務のうち現金の運搬に係るものをいう。その他の用語の意義については、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第1条を参照すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別紙1(3) 営業所を廃止した場合

※ 資料区分		※ 認定証交付公安委員会
※ 認定証の番号		※ 受理警察署
※ 警備業者名		
※ 廃止年月日	年 月 日	

(当該都道府県の区域内に設けていた営業所)

名 称	
所 在 地	※
種 別	1. 主たる営業所 2. その他の営業所

(当該都道府県の区域外に設けていた営業所で、当該都道府県の区域内で行っていた警備業務に係るもの)

名 称	
所 在 地	
種 別	1. 主たる営業所 2. その他の営業所

(当該都道府県の区域外に設けていた営業所で、当該都道府県の区域内で行っていた警備業務に係らないもの)

名 称	
所 在 地	
種 別	1. 主たる営業所 2. その他の営業所

別紙1 当該都道府県の区域内に所在する営業所の名称等に変更があった場合

Table with fields for material division, recognition number, business name, and change date.

Table for business name and location change, including address and telephone number.

Table for business type change, including old and new business names and locations.

Table for business supervisor change, including old and new supervisor names and addresses.

別記様式第7号 (第21条関係)

Table for application details including material division, police department, and application number.

法第11条第3項変更届出書

警備業法第11条第3項において準用する同条第1項の規定により届出をします。

公安委員会 殿 年 月 日 届出者の氏名又は名称及び住所

Table for business name change, including old and new names and addresses.

(認定をした公安委員会の名称又は認定の番号に変更があった場合)

Table for recognition number change, including old and new recognition numbers.

(警備業法施行規則第21条第2項第2号に掲げる場合に該当した場合)

Table for business type change, including old and new business names and addresses.

別紙1 当該都道府県の区域内に所在する営業所の名称等に変更があった場合

Table with fields for material division, recognition number, business name, and change date.

Table for business name and location change, including address and telephone number.

Table for business type change, including old and new business names and locations.

Table for business supervisor change, including old and new supervisor names and addresses.

別記様式第7号 (第21条関係)

Table for application details including material division, police department, and application number.

法第11条第4項変更届出書

警備業法第11条第4項において準用する同条第1項の規定により届出をします。

公安委員会 殿 年 月 日 届出者の氏名又は名称及び住所

Table for business name change, including old and new names and addresses.

(認定証を交付した公安委員会の名称又は認定証の番号に変更があった場合)

Table for recognition number change, including old and new recognition numbers.

(警備業法施行規則第21条第2項第2号に掲げる場合に該当した場合)

Table for business type change, including old and new business names and addresses.

別紙3 当該都道府県の区域内で行う警備業務に係る営業所（当該都道府県の区域外に所在するものに限る。）の名称等に変更があった場合

※ 資料区分
名称
所在地
電話 () - 番 ※
警備業務の区分 1号 2号 3号 4号
警備業務の種類 1. 自宅系防犯警備業務 4. 施設警備業務 1. 組織警備業務 1. 夜間防犯警備業務 4. その他
2. 1.以外の組織警備業務 5. その他 2. 交通誘導警備業務 2. 1.以外の夜間防犯警備業務
3. 空襲対策警備業務 3. その他 3. 検察庁物質等危険物取扱い警備業務

(営業所の名称、所在地又は当該営業所において取り扱う警備業務の区分に変更があった場合)
名称
所在地
警備業務の区分 1号 2号 3号 4号
警備業務の種類 1. 自宅系防犯警備業務 4. 施設警備業務 1. 組織警備業務 1. 夜間防犯警備業務 4. その他
2. 1.以外の組織警備業務 5. その他 2. 交通誘導警備業務 2. 1.以外の夜間防犯警備業務
3. 空襲対策警備業務 3. その他 3. 検察庁物質等危険物取扱い警備業務

(警備員指導教育責任者に係る事項に変更があった場合)
(フリガナ)氏名 配置状況 1. 専任 2. 兼任
住所
選任に係る警備業務の区分 1号 2号 3号 4号
(フリガナ)氏名 配置状況 1. 専任 2. 兼任
住所
電話 () - 番 ※
生年月日 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日
1 2 3 4 5
選任に係る警備業務の区分 1号 2号 3号 4号
選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称 公安委員会
選任に係る資格者証の番号

別紙3 当該都道府県の区域内で行う警備業務に係る営業所（当該都道府県の区域外に所在するものに限る。）の名称等に変更があった場合

※ 資料区分
名称
所在地
電話 () - 番 ※
警備業務の区分 1号 2号 3号 4号
警備業務の種類 1. 自宅系防犯警備業務 4. 施設警備業務 1. 組織警備業務 1. 夜間防犯警備業務 4. その他
2. 1.以外の組織警備業務 5. その他 2. 交通誘導警備業務 2. 1.以外の夜間防犯警備業務
3. 空襲対策警備業務 3. その他 3. 検察庁物質等危険物取扱い警備業務

(営業所の名称、所在地又は当該営業所において取り扱う警備業務の区分に変更があった場合)
名称
所在地
警備業務の区分 1号 2号 3号 4号
警備業務の種類 1. 自宅系防犯警備業務 4. 施設警備業務 1. 組織警備業務 1. 夜間防犯警備業務 4. その他
2. 1.以外の組織警備業務 5. その他 2. 交通誘導警備業務 2. 1.以外の夜間防犯警備業務
3. 空襲対策警備業務 3. その他 3. 検察庁物質等危険物取扱い警備業務

(警備員指導教育責任者に係る事項に変更があった場合)
(フリガナ)氏名 配置状況 1. 専任 2. 兼任
住所
選任に係る警備業務の区分 1号 2号 3号 4号
(フリガナ)氏名 配置状況 1. 専任 2. 兼任
住所
電話 () - 番 ※
生年月日 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日
1 2 3 4 5
選任に係る警備業務の区分 1号 2号 3号 4号
選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称 公安委員会
選任に係る資格者証の番号

別紙2 当該都道府県の区域内において営業所を設け又は廃止した場合

※ 資料区分 ※ 認定公安委員会
※ 認定の番号 ※ 受理警察署
※ 警備業者名
※ 設置年月日 年 月 日
※ 廃止年月日 年 月 日

(営業所を設けた場合)
名称 ※
所在地
電話 () - 番 ※
警備業務の区分 1号 2号 3号 4号
警備業務の種類 1. 自宅系防犯警備業務 4. 施設警備業務 1. 組織警備業務 1. 夜間防犯警備業務 4. その他
2. 1.以外の組織警備業務 5. その他 2. 交通誘導警備業務 2. 1.以外の夜間防犯警備業務
3. 空襲対策警備業務 3. その他 3. 検察庁物質等危険物取扱い警備業務
(フリガナ)氏名 配置状況 1. 専任 2. 兼任
住所
電話 () - 番
生年月日 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日
1 2 3 4 5
選任に係る警備業務の区分 1号 2号 3号 4号
選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称 公安委員会 ※
選任に係る資格者証の番号

(営業所を廃止した場合)
名称 ※
所在地 ※
種別 1. 主たる営業所 2. その他の営業所

別紙2 当該都道府県の区域内において営業所を設け又は廃止した場合

※ 資料区分 ※ 認定証交付公安委員会
※ 認定証の番号 ※ 受理警察署
※ 警備業者名
※ 設置年月日 年 月 日
※ 廃止年月日 年 月 日

(営業所を設けた場合)
名称 ※
所在地
電話 () - 番 ※
警備業務の区分 1号 2号 3号 4号
警備業務の種類 1. 自宅系防犯警備業務 4. 施設警備業務 1. 組織警備業務 1. 夜間防犯警備業務 4. その他
2. 1.以外の組織警備業務 5. その他 2. 交通誘導警備業務 2. 1.以外の夜間防犯警備業務
3. 空襲対策警備業務 3. その他 3. 検察庁物質等危険物取扱い警備業務
(フリガナ)氏名 配置状況 1. 専任 2. 兼任
住所
電話 () - 番
生年月日 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日
1 2 3 4 5
選任に係る警備業務の区分 1号 2号 3号 4号
選任に係る資格者証を交付した公安委員会の名称 公安委員会 ※
選任に係る資格者証の番号

(営業所を廃止した場合)
名称 ※
所在地 ※
種別 1. 主たる営業所 2. その他の営業所

別記様式第8号(第21条、第56条関係)

Table with fields for material classification, receiving police station, receiving date, and submission type.

都道府県内廃止届出書

警備業法 第11条第3項において準用する同条第1項の規定により届出をします。第41条

公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

Main application form with fields for name, identification number, business type, and reasons for termination.

記載要領

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
2 不要の文字は、横線で消すこと。ただし、数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別紙4 当該都道府県の区域内で、当該都道府県の区域外に所在する営業所に係る警備業務を行い又は行わないこととなった場合

Table for material classification.

(当該警備業務を行うこととなった場合)

Detailed form for business type and personnel information when performing security services.

(当該警備業務を行わないこととなった場合)

Simplified form for business type when not performing security services.

記載要領

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
3 営業所ごとの「警備業務の区分」欄及び「選任に係る警備業務の区分」欄中の「1号」とは法第2条第1項第1号の警備業務の区分を、「2号」とは同項第2号の警備業務の区分を、「3号」とは同項第3号の警備業務の区分を、「4号」とは同項第4号の警備業務の区分をいう。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第8号(第21条、第56条関係)

Table with fields for material classification, receiving police station, receiving date, and submission type.

都道府県内廃止届出書

警備業法 第11条第4項において準用する同条第1項の規定により届出をします。第41条

公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

Main application form with fields for name, identification number, business type, and reasons for termination.

記載要領

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
2 不要の文字は、横線で消すこと。ただし、数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別紙4 当該都道府県の区域内で、当該都道府県の区域外に所在する営業所に係る警備業務を行い又は行わないこととなった場合

Table for material classification.

(当該警備業務を行うこととなった場合)

Detailed form for business type and personnel information when performing security services.

(当該警備業務を行わないこととなった場合)

Simplified form for business type when not performing security services.

記載要領

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
3 営業所ごとの「警備業務の区分」欄及び「選任に係る警備業務の区分」欄中の「1号」とは法第2条第1項第1号の警備業務の区分を、「2号」とは同項第2号の警備業務の区分を、「3号」とは同項第3号の警備業務の区分を、「4号」とは同項第4号の警備業務の区分をいう。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第10号 (第28条関係)

※ 受理警察署	署	年	月	日
※ 受理番号	※ 受理年月日			

護身用具届出書

警備業法第17条第2項において準用する同法第16条第2項の規定により届出をします。

年 月 日
公安委員会 殿
届出者の氏名又は名称及び住所

(フリガナ) 氏名又は名称	
認定をした公安委員会の名称	公安委員会
認定の番号	
護身用具	種類
	規格
	機能
	使用基準
当該護身用具を携帯して行う警備業務の内容	

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 「護身用具」欄には、護身用具の種類ごとに記載すること。
- 「規格」欄には、当該護身用具の大きさ、重さ、材質、構造等を記載すること。
- 「機能」欄には、当該護身用具についての用法、使用した場合の効果等を記載すること。
- 「当該護身用具を携帯して行う警備業務の内容」欄には、当該警備業務の具体的な内容を記載すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第9号 (第28条関係)

※ 受理警察署	署	年	月	日
※ 受理番号	※ 受理年月日			

服装届出書

警備業法第16条第2項の規定により届出をします。

年 月 日
公安委員会 殿
届出者の氏名又は名称及び住所

(フリガナ) 氏名又は名称			
認定をした公安委員会の名称	公安委員会		
認定の番号			
服装	色	型	式
	位置	型	式
当該服装を用いて行う警備業務の内容			

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 「服装」欄には、服装の種類ごとに記載すること。
- 「型式」欄には、図示して記載するものとし、標準については、その大きさを明示すること。
- 「当該服装を用いて行う警備業務の内容」欄には、当該警備業務の具体的な内容及び当該警備業務が海上に及ぶ場合にあってはその旨を記載すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第10号 (第28条関係)

※ 受理警察署	署	年	月	日
※ 受理番号	※ 受理年月日			

護身用具届出書

警備業法第17条第2項において準用する同法第16条第2項の規定により届出をします。

年 月 日
公安委員会 殿
届出者の氏名又は名称及び住所

(フリガナ) 氏名又は名称	
認定証を交付した公安委員会の名称	公安委員会
認定証の番号	
護身用具	種類
	規格
	機能
	使用基準
当該護身用具を携帯して行う警備業務の内容	

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 「護身用具」欄には、護身用具の種類ごとに記載すること。
- 「規格」欄には、当該護身用具の大きさ、重さ、材質、構造等を記載すること。
- 「機能」欄には、当該護身用具についての用法、使用した場合の効果等を記載すること。
- 「当該護身用具を携帯して行う警備業務の内容」欄には、当該警備業務の具体的な内容を記載すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第9号 (第28条関係)

※ 受理警察署	署	年	月	日
※ 受理番号	※ 受理年月日			

服装届出書

警備業法第16条第2項の規定により届出をします。

年 月 日
公安委員会 殿
届出者の氏名又は名称及び住所

(フリガナ) 氏名又は名称			
認定証を交付した公安委員会の名称	公安委員会		
認定証の番号			
服装	色	型	式
	位置	型	式
当該服装を用いて行う警備業務の内容			

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 「服装」欄には、服装の種類ごとに記載すること。
- 「型式」欄には、図示して記載するものとし、標準については、その大きさを明示すること。
- 「当該服装を用いて行う警備業務の内容」欄には、当該警備業務の具体的な内容及び当該警備業務が海上に及ぶ場合にあってはその旨を記載すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第17号 (第52条関係)

(表)

第 号
身 分 証 明 書
官 職
氏 名
写 真
<p>上記の者は、警備業法第38条第1項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">国家公安委員会 印</p>

54.0

85.6

(裏)

警備業法 (抜粋)

(立入検査)

第38条 国家公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、警察庁の職員に登録講習機関の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第58条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一～六 略

七 第37条若しくは第46条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第38条第1項若しくは第47条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

八・九 略

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

別記様式第11号 (第32条関係)

※ 受理警察署	署
※ 受理番号	※ 受理年月日
	年 月 日

服 装 変 更 届 出 書
護 身 用 具

警備業法 第16条第3項 第17条第2項 において準用する同法第11条第1項の規定により届出をします。

年 月 日

公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

(フリガナ) 氏名又は名称		
認定をした公安委員会の名称	公安委員会	
認定の番号		
変更事項の種別	1. 服装に係る事項 2. 護身用具に係る事項	
変更年月日	年 月 日	年 月 日
変 更 事 項	新	旧
変更の事由		

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 不要の文字は、横線で消すこと。ただし、数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第17号 (第52条関係)

(表)

第 号
身 分 証 明 書
官 職
氏 名
写 真
<p>上記の者は、警備業法第38条第1項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">国家公安委員会 印</p>

54.0

85.6

(裏)

警備業法 (抜粋)

(立入検査)

第38条 国家公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、警察庁の職員に登録講習機関の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第58条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一～七 略

八 第37条若しくは第46条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第38条第1項若しくは第47条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

九・十 略

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

別記様式第11号 (第32条関係)

※ 受理警察署	署
※ 受理番号	※ 受理年月日
	年 月 日

服 装 変 更 届 出 書
護 身 用 具

警備業法 第16条第3項 第17条第2項 において準用する同法第11条第1項の規定により届出をします。

年 月 日

公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

(フリガナ) 氏名又は名称		
認定証を交付した公安委員会の名称	公安委員会	
認定証の番号		
変更事項の種別	1. 服装に係る事項 2. 護身用具に係る事項	
変更年月日	年 月 日	年 月 日
変 更 事 項	新	旧
変更の事由		

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 不要の文字は、横線で消すこと。ただし、数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別紙1 当該都道府県の区域内に所在する基地局の名称等に変更があった場合

※ 資料区分	
変更に係る基地局	名称
	所在地
電話 () - 番	
(基地局の名称又は所在地に変更があった場合)	
旧	名称
	所在地
(機械警備業務管理者に係る事項に変更があった場合)	
旧	(フリガナ)氏名
	住所
新	(フリガナ)氏名
	住所
電話 () - 番	
生年月日 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日	
資格者証を交付した公安委員会の名称 公安委員会	
資格者証の番号	
(特機所に係る事項に変更があった場合)	
旧	名称
	所在地
警備業務対象施設の所在する市町村の名称 (指定都市にあつては、区又は総合区の名称)	
新	名称
	所在地
電話 () - 番	
警備業務対象施設の所在する市町村の名称 (指定都市にあつては、区又は総合区の名称)	

(注) 特機所の設置又は廃止のみがあつた場合には、それぞれ上記の「新」欄又は「旧」欄の一方に記載すること。

別記様式第19号 (第56条関係)

※ 資料区分	() 番
※ 受理警察署	
※ 受理番号	※ 受理年月日 年 月 日
機 械 警 備 業 務 変 更 届 出 書	
警備業法第41条の規定により届出をします。	
公安委員会 殿	
年 月 日	
届出者の氏名又は名称及び住所	
(フリガナ)氏名又は名称	
認定をした公安委員会の名称 公安委員会	
認定の番号	
変更年月日 年 月 日	
変更の事由	
(認定をした公安委員会の名称又は認定の番号に変更があった場合)	
旧	認定をした公安委員会の名称 公安委員会
	認定の番号

別紙1 当該都道府県の区域内に所在する基地局の名称等に変更があった場合

※ 資料区分	
変更に係る基地局	名称
	所在地
電話 () - 番	
(基地局の名称又は所在地に変更があった場合)	
旧	名称
	所在地
(機械警備業務管理者に係る事項に変更があった場合)	
旧	(フリガナ)氏名
	住所
新	(フリガナ)氏名
	住所
電話 () - 番	
生年月日 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日	
資格者証を交付した公安委員会の名称 公安委員会	
資格者証の番号	
(特機所に係る事項に変更があった場合)	
旧	名称
	所在地
警備業務対象施設の所在する市町村の名称 (指定都市にあつては、区又は総合区の名称)	
新	名称
	所在地
電話 () - 番	
警備業務対象施設の所在する市町村の名称 (指定都市にあつては、区又は総合区の名称)	

(注) 特機所の設置又は廃止のみがあつた場合には、それぞれ上記の「新」欄又は「旧」欄の一方に記載すること。

別記様式第19号 (第56条関係)

※ 資料区分	() 番
※ 受理警察署	
※ 受理番号	※ 受理年月日 年 月 日
機 械 警 備 業 務 変 更 届 出 書	
警備業法第41条の規定により届出をします。	
公安委員会 殿	
年 月 日	
届出者の氏名又は名称及び住所	
(フリガナ)氏名又は名称	
認定証を交付した公安委員会の名称 公安委員会	
認定証の番号	
変更年月日 年 月 日	
変更の事由	
(認定証を交付した公安委員会の名称又は認定証の番号に変更があった場合)	
旧	認定証を交付した公安委員会の名称 公安委員会
	認定証の番号

別紙3 当該都道府県の区域内で行う機械警備業務に係る基地局（当該都道府県の区域外に所在するものに限る。）の名称等に変更があった場合

変更に係る基地局	名 称	
	所 在 地	
電話 () - 番		

(基地局の名称又は所在地に変更があった場合)

旧	名 称	
	所 在 地	

(機械警備業務管理者に係る事項に変更があった場合)

旧	(フリガナ)氏名	
	住 所	
新	(フリガナ)氏名	
	住 所	
電話 () - 番		

(待機所に係る事項に変更があった場合)

旧	名 称	
	所 在 地	
警備業務対象施設の所在する市町村の名称 (指定都市にあつては、区又は総合区の名称)		
新	名 称	
	所 在 地	
電話 () - 番		
警備業務対象施設の所在する市町村の名称 (指定都市にあつては、区又は総合区の名称)		

(注) 待機所の設置又は廃止のみがあつた場合には、それぞれ上記の「新」欄又は「旧」欄の一方に記載すること。

別紙2 当該都道府県の区域内において基地局を設け又は廃止した場合

※ 資料区分

(基地局を設けた場合)

変更に係る基地局	名 称	
	所 在 地	
	電話 () - 番	
	機 械 警 備 管 理 者	(フリガナ)氏名
	住 所	
電話 () - 番		
生年月日		明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日
資格者証を交付した公安委員会の名称		公安委員会 ※
資格者証の番号		
待 機 所	名 称	
	所 在 地	
電話 () - 番		
警備業務対象施設の所在する市町村の名称 (指定都市にあつては、区又は総合区の名称)		

(基地局を廃止した場合)

変更に係る基地局	名 称	
	所 在 地	
電話 () - 番		

別紙3 当該都道府県の区域内で行う機械警備業務に係る基地局（当該都道府県の区域外に所在するものに限る。）の名称等に変更があった場合

変更に係る基地局	名 称	
	所 在 地	
電話 () - 番		

(基地局の名称又は所在地に変更があった場合)

旧	名 称	
	所 在 地	

(機械警備業務管理者に係る事項に変更があった場合)

旧	(フリガナ)氏名	
	住 所	
新	(フリガナ)氏名	
	住 所	
電話 () - 番		

(待機所に係る事項に変更があった場合)

旧	名 称	
	所 在 地	
警備業務対象施設の所在する市町村の名称 (指定都市にあつては、区又は総合区の名称)		
新	名 称	
	所 在 地	
電話 () - 番		
警備業務対象施設の所在する市町村の名称 (指定都市にあつては、区又は総合区の名称)		

(注) 待機所の設置又は廃止のみがあつた場合には、それぞれ上記の「新」欄又は「旧」欄の一方に記載すること。

別紙2 当該都道府県の区域内において基地局を設け又は廃止した場合

※ 資料区分

(基地局を設けた場合)

変更に係る基地局	名 称	
	所 在 地	
	電話 () - 番	
	機 械 警 備 管 理 者	(フリガナ)氏名
	住 所	
電話 () - 番		
生年月日		明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日
資格者証を交付した公安委員会の名称		公安委員会 ※
資格者証の番号		
待 機 所	名 称	
	所 在 地	
電話 () - 番		
警備業務対象施設の所在する市町村の名称 (指定都市にあつては、区又は総合区の名称)		

(基地局を廃止した場合)

変更に係る基地局	名 称	
	所 在 地	
電話 () - 番		

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別記様式第22号 (第70条関係)

(表)

第 号	
身 分 証 明 書	
写 真	官 職 氏 名
上記の者は、警備業法第47条第1項の規定による立入検査に従事する警察職員であることを証明する。	
年 月 日	公安委員会 印

(裏)

警備業法 (抜粋)

(立入検査)

第38条 国家公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、警察庁の職員に登録講習機関の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(立入検査)

第47条 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、警察職員に警備業者の営業所、基地局又は特機所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第38条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第58条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 六 略

七 第37条若しくは第46条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第38条第1項若しくは第47条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

八・九 略

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

別紙4 当該都道府県の区域内で、当該都道府県の区域外に所在する基地局に係る機械警備業務を行い又は行わないこととなった場合

(当該機械警備業務を行うこととなった場合)

変更に係る基地局	名 称	
	所 在 地	
	電 話 () - 番	
	(7号) 氏 名	
機械警備業者	住 所	
	電 話 () - 番	
待機所	名 称	
	所 在 地	
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称 (指定都市にあつては、区又は総合区の名称)	

(当該機械警備業務を行わないこととなった場合)

変更に係る基地局	名 称	
	所 在 地	

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第22号 (第70条関係)

(表)

第 号	
身 分 証 明 書	
写 真	官 職 氏 名
上記の者は、警備業法第47条第1項の規定による立入検査に従事する警察職員であることを証明する。	
年 月 日	公安委員会 印

(裏)

警備業法 (抜粋)

(立入検査)

第38条 国家公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、警察庁の職員に登録講習機関の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(立入検査)

第47条 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、警察職員に警備業者の営業所、基地局又は特機所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第38条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第58条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 七 略

八 第37条若しくは第46条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第38条第1項若しくは第47条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

九・十 略

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

別紙4 当該都道府県の区域内で、当該都道府県の区域外に所在する基地局に係る機械警備業務を行い又は行わないこととなった場合

(当該機械警備業務を行うこととなった場合)

変更に係る基地局	名 称	
	所 在 地	
	電 話 () - 番	
	(7号) 氏 名	
機械警備業者	住 所	
	電 話 () - 番	
待機所	名 称	
	所 在 地	
	警備業務対象施設の所在する市町村の名称 (指定都市にあつては、区又は総合区の名称)	

(当該機械警備業務を行わないこととなった場合)

変更に係る基地局	名 称	
	所 在 地	

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成十九年内閣府令第十九号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改正後	改正前
<p>(探偵業の廃止等の届出)</p> <p>第三条 「1・2 略」</p> <p>3 届出事項に変更があつた場合における法第四条第二項の内閣府令で定める書類は、前条第三項各号に掲げる書類のうち、当該変更事項に係るものとする。</p> <p>〔各号を削る。〕</p>	<p>(探偵業の廃止等の届出)</p> <p>第三条 「1・2 同上」</p> <p>3 法第四条第二項の内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる届出書の区分に従い、それぞれ当該各号に定める書類とする。</p> <p>一 営業を廃止した場合における届出書 法第四条第三項の規定により交付された書面</p> <p>二 届出事項に変更があつた場合における届出書 次に掲げる書類</p> <p>イ 法第四条第三項の規定により交付された書面</p> <p>ロ 第二条第三項各号に掲げる書類のうち、当該変更事項に係るもの</p> <p>(探偵業届出証明書の交付等)</p> <p>第四条 法第四条第三項に規定する書面(以下この条において「探偵業届出証明書」という。)の様式は、別記様式第四号のとおりとする。</p> <p>2 探偵業届出証明書の交付を受けた者は、当該探偵業届出証明書を亡失し、又は当該探偵業届出証明書が滅失したときは、速やかに別記様式第五号の探偵業届出証明書再交付申請書を当該公安委員会に提出し、探偵業届出証明書の再交付を受けなければならない。</p> <p>3 前項の規定により探偵業届出証明書の再交付を受けた者は、亡失した探偵業届出証明書を発見し、又は回復したときは、遅滞なく、発見し、又は回復した探偵業届出証明書を当該公安委員会に返納しなければならない。</p> <p>4 探偵業届出証明書の交付を受けた者が死亡したときは、その同居の親族又は法定代理人は、遅滞なく、探偵業届出証明書を当該公安委員会に返納しなければならない。</p> <p>(名簿の記載事項等)</p> <p>第五条 「同上」</p> <p>〔条を加える。〕</p> <p>〔条を加える。〕</p> <p>〔条を加える。〕</p>	
<p>(名簿の記載事項等)</p> <p>第四条 「略」</p> <p>(標識の様式)</p> <p>第五条 法第十二条第二項の内閣府令で定める様式は、別記様式第四号のとおりとする。</p> <p>(標識の閲覧)</p> <p>第六条 法第十二条第二項の内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 常時使用する従業者の数が五人以下である場合</p> <p>二 当該探偵業者が管理するウェブサイト有していない場合</p> <p>2 法第十二条第二項の規定による公衆の閲覧は、当該探偵業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。</p>		

別記様式第3号 (第3条関係)

Table with 2 columns: 資料区分, 受理警察署, 受理番号. Includes fields for year, month, and day.

探偵業変更届出書

探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第2項の規定により届出をします。

公安委員会 殿 年 月 日 届出者の商号、名称又は氏名及び住所

Form for business change with fields for (フリガナ) 商号、名称又は氏名, 法第4条第1項の届出書の受理番号, 富名称, 所在地, 変更年月日, 変更の事由.

(商号、名称又は氏名に変更があった場合)

Form for business change with fields for (フリガナ) 商号、名称又は氏名, 法人等の種別, 新 (フリガナ) 商号、名称又は氏名, 法人等の種別.

(住所に変更があった場合)

Form for business change with fields for 住所, 旧, 新, 電話 () - 番 ※

別記様式第3号 (第3条関係)

Table with 2 columns: 資料区分, 受理警察署, 受理番号. Includes fields for year, month, and day.

探偵業変更届出書

探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第2項の規定により届出をします。

公安委員会 殿 年 月 日 届出者の商号、名称又は氏名及び住所

Form for business change with fields for (フリガナ) 商号、名称又は氏名, 探偵業届出証明書の番号, 富名称, 所在地, 変更年月日, 変更の事由.

(商号、名称又は氏名に変更があった場合)

Form for business change with fields for (フリガナ) 商号、名称又は氏名, 法人等の種別, 新 (フリガナ) 商号、名称又は氏名, 法人等の種別.

(住所に変更があった場合)

Form for business change with fields for 住所, 旧, 新, 電話 () - 番 ※

別記様式第2号 (第3条関係)

Table with 2 columns: 資料区分, 受理警察署, 受理番号. Includes fields for year, month, and day.

探偵業廃止届出書

探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第2項の規定により届出をします。

公安委員会 殿 年 月 日 届出者の商号、名称又は氏名及び住所

Form for business termination with fields for (フリガナ) 商号、名称又は氏名, 法人等の種別, 法第4条第1項の届出書の受理番号, 廃止の年月日, 廃止の事由.

記載要領

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第2号 (第3条関係)

Table with 2 columns: 資料区分, 受理警察署, 受理番号. Includes fields for year, month, and day.

探偵業廃止届出書

探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第2項の規定により届出をします。

公安委員会 殿 年 月 日 届出者の商号、名称又は氏名及び住所

Form for business termination with fields for (フリガナ) 商号、名称又は氏名, 法人等の種別, 探偵業届出証明書の番号, 廃止の年月日, 廃止の事由.

記載要領

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別紙2 法人の代表者又は役員の名等に変更があった場合

※ 資料区分	
代 表 者	(7187) 氏名
	住所
	生年月日 明治:大正:昭和:平成:令和 年 月 日 1 2 3 4 5
	(7187) 氏名
新 住 所	住所
	電話番号 () - 番 ※
	生年月日 明治:大正:昭和:平成:令和 年 月 日 1 2 3 4 5
	※
役 員	役職 1. 取締役 2. 監査役 3. 取締役補 4. 理事 5. 監事 9. その他
	(7187) 氏名
	住所
	生年月日 明治:大正:昭和:平成:令和 年 月 日 1 2 3 4 5
新 員	役職 1. 取締役 2. 監査役 3. 取締役補 4. 理事 5. 監事 9. その他
	(7187) 氏名
	住所
	電話番号 () - 番 ※
生年月日 明治:大正:昭和:平成:令和 年 月 日 1 2 3 4 5	
※	

(注) 役員の新任又は退任のみがあった場合には、それぞれ上記の「新」欄又は「旧」欄の一方に記載すること。

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別紙1 営業所の名称等に変更があった場合

※ 資料区分	
※ 法第4条第1項の届出書の受理番号	
※ 受理警察署 () 署	
※ 探偵業者名	
※ 変更年月日 年 月 日	

営 業 所	旧	名称
		所在地
		電話番号 () - 番
		設置年月日 年 月 日
新	所	種別 1. 主たる営業所 2. その他の営業所
		広告又は宣伝をする場合に使用する名称
		名称 ※
		所在地
新	所	電話番号 () - 番 ※
		設置年月日 年 月 日
		種別 1. 主たる営業所 2. その他の営業所
		広告又は宣伝をする場合に使用する名称

別紙2 法人の代表者又は役員の名等に変更があった場合

※ 資料区分	
代 表 者	(7187) 氏名
	住所
	生年月日 明治:大正:昭和:平成:令和 年 月 日 1 2 3 4 5
	(7187) 氏名
新 住 所	住所
	電話番号 () - 番 ※
	生年月日 明治:大正:昭和:平成:令和 年 月 日 1 2 3 4 5
	※
役 員	役職 1. 取締役 2. 監査役 3. 取締役補 4. 理事 5. 監事 9. その他
	(7187) 氏名
	住所
	生年月日 明治:大正:昭和:平成:令和 年 月 日 1 2 3 4 5
新 員	役職 1. 取締役 2. 監査役 3. 取締役補 4. 理事 5. 監事 9. その他
	(7187) 氏名
	住所
	電話番号 () - 番 ※
生年月日 明治:大正:昭和:平成:令和 年 月 日 1 2 3 4 5	
※	

(注) 役員の新任又は退任のみがあった場合には、それぞれ上記の「新」欄又は「旧」欄の一方に記載すること。

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別紙1 営業所の名称等に変更があった場合

※ 資料区分	
※ 探偵業届出証明書の番号	
※ 受理警察署 () 署	
※ 探偵業者名	
※ 変更年月日 年 月 日	

営 業 所	旧	名称
		所在地
		電話番号 () - 番
		設置年月日 年 月 日
新	所	種別 1. 主たる営業所 2. その他の営業所
		広告又は宣伝をする場合に使用する名称
		名称 ※
		所在地
新	所	電話番号 () - 番 ※
		設置年月日 年 月 日
		種別 1. 主たる営業所 2. その他の営業所
		広告又は宣伝をする場合に使用する名称

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。ただし、第一条中質屋営業法施行規則第十六条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この府令による改正前の様式（第二条の規定による改正前の警備業法施行規則別記様式第二号及び第三条の規定による改正前の探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則別記様式第四号を除く。次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

<p>第十三条之三 [略]</p> <p>(確認の方法等)</p> <p>第十五条 法第十五条第一項第一号の規定による確認は、身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードその他の相手方の住所、氏名及び年齢又は生年月日を証する資料(一)を限り発行又は発給されたものに限り、以下「身分証明書等」という。)の提示を受け、又は相手方以外の者で相手方の身元を確かめるに足りるものに問い合わせることによりするものとする。</p> <p>[2、4 略]</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>(心身の故障により管理者の業務を適正に実施することができない者)</p> <p>第十三条之二 [同上]</p> <p>(確認の方法等)</p> <p>第十五条 法第十五条第一項第一号の規定による確認は、身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証その他の相手方の住所、氏名及び年齢又は生年月日を証する資料(一)を限り発行又は発給されたものに限り、以下「身分証明書等」という。)の提示を受け、又は相手方以外の者で相手方の身元を確かめるに足りるものに問い合わせることによりするものとする。</p> <p>[2、4 同上]</p>	<p>第二条 (国家公安委員会関係自動車運転代行業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正)</p> <p>次表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定に改め、改正前欄及び改正後欄に掲げるものの標記部分(連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む)に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。</p>	<p>改正前</p> <p>(申請書等の提出)</p> <p>第三条 法及びこの規則の規定による都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)への申請書又は届出書の提出は、主たる営業所の所在地を管轄する警察署長(第十一条において「所轄警察署長」という。)を経由して行わなければならない。</p> <p>(認定証の様式)</p> <p>第六条 法第五条第二項に規定する認定証の様式は、別記様式第二号のとおりとする。</p> <p>(認定証の再交付の申請)</p> <p>第七条 法第五条第五項の規定により認定証の再交付を受けようとする者は、別記様式第三号の再交付申請書を提出しなければならない。</p> <p>[条を加える。]</p> <p>(届出書の様式)</p> <p>第九条 法第八条第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第四号のとおりとする。</p> <p>(認定証の書換えの申請)</p> <p>第十条 法第八条第三項の規定により認定証の書換えを受けようとする者は、前条の届出書を提出する際に、当該認定証を併せて提出しなければならない。</p> <p>(認定証の返納)</p> <p>第十一条 法第九条第一項又は第二項の規定による認定証の返納は、所轄警察署長を経由して、法第九条第一項又は第二項に規定する事由の発生の日から十日以内に行わなければならない。</p> <p>第十二条 第十七条 [同上]</p> <p>[一条ずつ繰り上げる。]</p>	<p>改正後</p> <p>(申請書等の提出)</p> <p>第三条 法及びこの規則の規定による都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)への申請書又は届出書の提出は、主たる営業所の所在地を管轄する警察署長を経由して行わなければならない。</p> <p>(標識の様式)</p> <p>第六条 法第六条第一項の国家公安委員会規則で定める様式は、別記様式第二号のとおりとする。</p> <p>[条を削る。]</p> <p>(公衆の閲覧の方法)</p> <p>第七条 法第六条第一項の規定による公衆の閲覧は、当該自動車運転代行業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。</p> <p>第九条 法第八条第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第三号のとおりとする。</p> <p>[条を削る。]</p> <p>(廃業等の届出)</p> <p>第十条 法第九条第一項又は第二項の規定による届出書の提出は、法第九条第一項又は第二項に規定する事由の発生の日から十日以内に、別記様式第四号の廃業等届出書により行わなければならない。</p> <p>第十一条 第十六条 [略]</p>	<p>改正前</p> <p>(申請書等の提出)</p> <p>第三条 法及びこの規則の規定による都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)への申請書又は届出書の提出は、主たる営業所の所在地を管轄する警察署長(第十一条において「所轄警察署長」という。)を経由して行わなければならない。</p> <p>(認定証の様式)</p> <p>第六条 法第五条第二項に規定する認定証の様式は、別記様式第二号のとおりとする。</p> <p>(認定証の再交付の申請)</p> <p>第七条 法第五条第五項の規定により認定証の再交付を受けようとする者は、別記様式第三号の再交付申請書を提出しなければならない。</p> <p>[条を加える。]</p> <p>(届出書の様式)</p> <p>第九条 法第八条第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第四号のとおりとする。</p> <p>(認定証の書換えの申請)</p> <p>第十条 法第八条第三項の規定により認定証の書換えを受けようとする者は、前条の届出書を提出する際に、当該認定証を併せて提出しなければならない。</p> <p>(認定証の返納)</p> <p>第十一条 法第九条第一項又は第二項の規定による認定証の返納は、所轄警察署長を経由して、法第九条第一項又は第二項に規定する事由の発生の日から十日以内に行わなければならない。</p> <p>第十二条 第十七条 [同上]</p> <p>[一条ずつ繰り上げる。]</p>
---	--	--	---	--	---

損害賠償措置	保険引受者の名称又は加入共済の名称		
	補償限度額(円)	対人	円
		対物	円
		車両	円
免責額(円)		円	
保険期間		年月日から 年月日まで	
対象となる随伴用自動車に係る自動車登録番号等			
法人の代表者の役員	氏名	住所	
	代表者		
随伴用自動車登録番号に係る	自動車登録番号		

記載要領 1 ※印欄には記載しないこと。
 2 その他の営業所欄は、営業所の数に応じて記載し、記載を要しない場合は空欄にしておくこと。
 3 法人の代表者及び役員欄は、申請者が法人の場合に記載すること。
 4 対象となる随伴用自動車に係る自動車登録番号等欄については、保険契約又は共済契約を随伴用自動車の台数に応じて締結している場合に記載すること。
 5 対象となる随伴用自動車に係る自動車登録番号等欄及び随伴用自動車に係る自動車登録番号等欄に車両番号を記載するときはその末尾に(両)と、標識の番号を記載するときはその末尾に(標)と、車台番号を記載するときは(台)と記載すること。
 6 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

別記様式第一号(第四条関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※認定番号	

認定申請書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第1項の規定により認定の申請をします。

公安委員会 殿

年 月 日

申請者の氏名又は名称及び住所

主たる営業所	氏名又は名称	
	住所	
	名称	
	所在地	
安全運転管理者	氏名	
	住所	
	副安全運転管理者	
副安全運転管理者	氏名	
	住所	
	副安全運転管理者	
副安全運転管理者	氏名	
	住所	
	副安全運転管理者	
その他の営業所1	名称	
	所在地	
	安全運転管理者	
	副安全運転管理者	
副安全運転管理者	氏名	
	住所	
	副安全運転管理者	
副安全運転管理者	氏名	
	住所	
	副安全運転管理者	
その他の営業所2	名称	
	所在地	
	安全運転管理者	
	副安全運転管理者	
副安全運転管理者	氏名	
	住所	
	副安全運転管理者	
副安全運転管理者	氏名	
	住所	
	副安全運転管理者	

別記様式第一号(第四条関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※認定証番号	

認定申請書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第1項の規定により認定の申請をします。

公安委員会 殿

年 月 日

申請者の氏名又は名称及び住所

損害賠償措置	保険引受者の名称又は加入共済の名称		
	補償限度額(円)	対人	円
		対物	円
		車両	円
免責額(円)		円	
保険期間		年月日から 年月日まで	
対象となる随伴用自動車に係る自動車登録番号等			
法人の代表者の役員	氏名	住所	
	代表者		
随伴用自動車登録番号に係る	自動車登録番号		

記載要領 1 ※印欄には記載しないこと。
 2 その他の営業所欄は、営業所の数に応じて記載し、記載を要しない場合は空欄にしておくこと。
 3 法人の代表者及び役員欄は、申請者が法人の場合に記載すること。
 4 対象となる随伴用自動車に係る自動車登録番号等欄については、保険契約又は共済契約を随伴用自動車の台数に応じて締結している場合に記載すること。
 5 対象となる随伴用自動車に係る自動車登録番号等欄及び随伴用自動車に係る自動車登録番号等欄に車両番号を記載するときはその末尾に(両)と、標識の番号を記載するときはその末尾に(標)と、車台番号を記載するときは(台)と記載すること。
 6 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

主たる営業所	氏名又は名称	
	住所	
	名称	
	所在地	
安全運転管理者	氏名	
	住所	
	副安全運転管理者	
副安全運転管理者	氏名	
	住所	
	副安全運転管理者	
副安全運転管理者	氏名	
	住所	
	副安全運転管理者	
その他の営業所1	名称	
	所在地	
	安全運転管理者	
	副安全運転管理者	
副安全運転管理者	氏名	
	住所	
	副安全運転管理者	
副安全運転管理者	氏名	
	住所	
	副安全運転管理者	
その他の営業所2	名称	
	所在地	
	安全運転管理者	
	副安全運転管理者	
副安全運転管理者	氏名	
	住所	
	副安全運転管理者	
副安全運転管理者	氏名	
	住所	
	副安全運転管理者	

「様式を削る。」

別記様式第二号 (第六条関係)

自動車運転代行業者	
認定をした公安委員会	公安委員会
認定番号	第 号
認定年月日	年 月 日
氏名又は名称	
所在地	

記載要領 所在地欄には、主たる営業所の所在地を記載すること。

備考 1 文字及び枠線の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。

2 標識を営業所に掲示する場合には、用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第三号 (第七条関係)

※受理年月日	
※受理番号	
※再交付年月日	

認定証再交付届出書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第5項の規定により認定証の再交付を申請します。

年 月 日

公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称			
住所			
主たる営業所	名称		
	所在地		
認定証を交付した公安委員会の名称		認定証の番号	
再交付を申請する理由			

記載要領 1 ※印欄には記載しないこと。

2 再交付を申請する理由欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第二号 (第六条関係)

第 号
認定証
住所
氏名又は名称
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第3条各号のいずれにも該当せず、自動車運転代行業の要件を備えていることを認定する。
年 月 日
公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第四号（第十条関係）

※受理年月日	
※受理番号	

廃業等届出書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第9条第1項又は第2項の規定により届出をします。

年 月 日

公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称			
住 所			
主たる営業所	名 称		
	所在地		
認 定 を し た 公安委員会の名称	公安委員会	認定 番号	
廃止の事由が 発生した日			
廃止の事由	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 自動車運転代行業を廃止 死亡 合併により消滅 </div>		

- 記載要領 1 ※印欄には記載しないこと。
 2 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 3 「廃止の事由」については、不要なものを消すこと。
- 備 考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第三号（第九条関係）

※受理年月日	
※受理番号	
※書換え年月日	

変更届出書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項の規定により届出をします。

年 月 日

公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称			
住 所			
主たる営業所	名 称		
	所在地		
認 定 を し た 公安委員会の名称	公安委員会	認定 番号	
変 更 年 月 日			
変 更 事 項	新	旧	
変 更 理 由			

- 記載要領 1 ※印欄には記載しないこと。
 2 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 備 考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

「様式を加える。」

別記様式第四号（第九条関係）

※受理年月日	
※受理番号	
※書換え年月日	

変更届出書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項の規定により届出をします。

年 月 日

公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称			
住 所			
主たる営業所	名 称		
	所在地		
認 定 証 を 交 付 し た 公安委員会の名称	公安委員会	認定証 の番号	
変 更 年 月 日			
変 更 事 項	新	旧	
変 更 理 由			

- 記載要領 1 ※印欄には記載しないこと。
 2 変更事項が認定証の記載事項に該当する場合には、届出の際に認定証の書換えを受けること。
 3 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 備 考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別記様式第六号 (第十六条関係)

処分移送通知書

年 月 日

公安委員会 殿

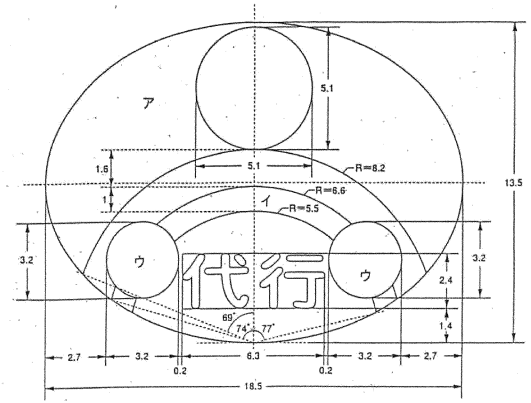
公安委員会 ㊟

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第25条第1項の規定により、下記の者について処分移送通知書を送付する。

氏名又は名称			
住 所			
法人にあっては代表者の氏名			
主たる営業所	名 称		
	所 在 地		
認 定 番 号	第 号	年 月 日	公安委員会
処分に係る事案の概要			
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第五号 (第十三条関係)



- 備考 1 アの部分の色彩は緑色、イの部分の色彩は青色、ウの部分の色彩は白色、代行の文字の色彩は黒色、その他の部分の色彩は黄色とする。
- 2 イ、ウ及び代行の文字の部分以外には反射材材料を用いるものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 「代行」のそれぞれの文字の線の太さは0.25センチメートル以上とする。

別記様式第六号 (第十七条関係)

処分移送通知書

年 月 日

公安委員会 殿

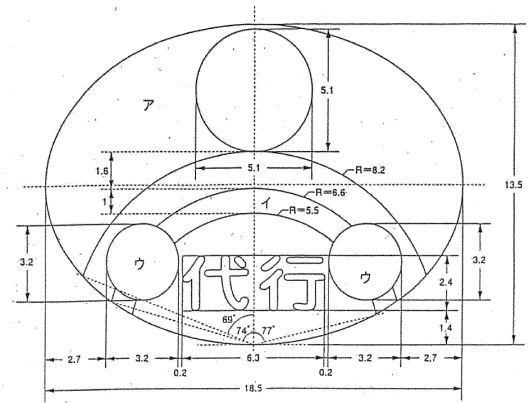
公安委員会 ㊟

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第25条第1項の規定により、下記の者について処分移送通知書を送付する。

氏名又は名称			
住 所			
法人にあっては代表者の氏名			
主たる営業所	名 称		
	所 在 地		
認定証の番号	第 号	年 月 日	公安委員会交付
処分に係る事案の概要			
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第五号 (第十四条関係)



- 備考 1 アの部分の色彩は緑色、イの部分の色彩は青色、ウの部分の色彩は白色、代行の文字の色彩は黒色、その他の部分の色彩は黄色とする。
- 2 イ、ウ及び代行の文字の部分以外には反射材材料を用いるものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 「代行」のそれぞれの文字の線の太さは0.25センチメートル以上とする。

附則

(施行期日)

第一条 この規則は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。ただし、第一条中古物営業法施行規則第十五条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この規則による改正前の様式（第二条の規定による改正前の国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則別記様式第二号を除く。次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○国家公安委員会規則 第一号
国土交通省令

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の施行に伴い、及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第六条第一項の規定に基づき、国家公安委員会・国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則を次のように定める。

令和六年一月三十一日

国家公安委員長 松村 祥史
国土交通大臣 齊藤 鉄夫

国家公安委員会・国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（第一号において「法」という。）第六条第一項の国家公安委員会規則・国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第二条第七項に規定する随伴用自動車の台数が一台以下である場合
- 二 当該自動車運転代行業者が管理するウェブサイトを有していない場合

附則

この命令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。